

第9回行政減量・効率化有識者会議 【議事要録】

総人件費改革に関する議論について、議事要録を公表します。

日時：平成18年4月14日（金） 9：00～12：00

場所：総理官邸3階南会議室

出席者

〔委員〕

飯田亮（座長）、朝倉敏夫（座長代理）、逢見直人、翁百合、小幡純子、櫻谷隆夫、菊池哲郎、高原慶一郎、富田俊基、船田宗男、宮脇淳、森貞述の各委員

〔内閣官房〕

坂篤郎内閣官房副長官補、松田隆利行政改革推進事務局長、上田紘士公務員制度等改革推進室長 ほか

〔財務省〕

日野康臣理財局次長、細田隆理財局国有財産企画課長、吉村宗一大臣官房地方課長

〔国土交通省〕

中島正弘大臣官房総括審議官、奥田修一大臣官房官庁営繕部長、池内眞一大臣官房官庁営繕部管理課長、矢口彰国土地理院長、大竹重幸国土地理院総務部長

主な議題

財務省からのヒアリング（国有財産管理関係）

国土交通省からのヒアリング（官庁営繕関係）

国土交通省からのヒアリング（国土地理院関係）

【議事要録】

座長 それでは、ただ今から「行政減量・効率化有識者会議」の第9回会合を開催します。本日も大変御多用中に御参集いただきまして、ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。2月8日の当会議で決定した追加検討要請事項について、関係省からヒアリングを行います。本日は、国有財産管理関係、官庁営繕関係、国土地理院関係について、財務省と国土交通省からヒアリングを行います。

まず、国有財産管理関係について、財務省からヒアリングを行います。見直しの結果、どのような根拠に基づいて最低何人の定員が必要なのか、現状から見て何人の削減が可能なのかについてのポイントを、恐れ入りますけれども10分以内で御

説明をお願いしたいと思います。

財務省 ポイントを資料1-1に要約してまとめてございますので、これに基づいて御説明をさせていただきます。

表紙をおめくりいただきますと、1ページ「国有財産管理業務における分類別対応」というタイトルのページになります。私ども今回、業務の徹底的な見直しを行いました。その方法として定型的な業務は従来も包括的な民間委託を推進し、組織の減量化を実施してまいりましたが、更にこの見直しを行ったものでございます。

ここに書いてございますように「一般競争入札による未利用国有地の売却」の関係、この黄色で囲っている部分を包括的民間委託しているものでございます。物件調査あるいは物件調書の作成、鑑定評価、入札案内書等々、これらについては既に包括的民間委託を推進してきております。

「権利付財産・旧里道・旧水路の売却・貸付け」、これにつきましても民間に委託をしまして、買受勧奨、現地調査、契約折衝、これらを民間委託してございます。

「財産の保全」として、巡回、草刈、不法投棄物の処理、看板設置等、これらもそうでございます。

右の方の「宿舎建設工事・施設改修工事」。

その下の「合同宿舎管理人業務」、住宅の維持管理、入退去時の立会い等々、これについて既に包括的民間委託をしております。

この他更なる包括的民間委託ができないか洗い出しをしたということでございますが、その考え方としては、こうした定型的な業務について、我々は民間委託をすることにしております。

逆にこれらを除きまして「国自らが行う必要がある業務」として、大体3つの分類に整理をして今回作業をいたしました。

第1点は、左にありますように「各省庁との調整を要する業務」。これは、国有財産法等の中に、財務大臣の総括権行使業務というものがございます。具体的な中身につきましては、その下にありますけれども、各省庁が庁舎を建設するに当たって、どの程度の庁舎建設が必要なのかといったようなことについて、財務大臣、財務局が各省庁と調整する。既存庁舎を有効活用するために、どのような庁舎を入居させたら一番効率的に使えるかという入替調整。

各省庁が管理しております財産について、財務局が現場に立ち合い、不効率になっていないかどうか、そういったことを実際に監査をし、現場において総括権行使して是正、改善の要求をするといったようなこと。

あるいは、宿舎につきましても、各省庁からの需要がございますので、そういったものをヒアリングし調整するといったような業務、これは私ども国自らが行う必要がある業務と考えております。

真ん中ですがけれども、これは「個別の政策的判断を要する非定型的な業務」とい

うくりでございます。例えば、地方公共団体等は無償あるいは減額で貸し付けるものでございます。財政法上は、国有財産を売却する場合には、特別な法律の定めがない限りは、時価で売却することになっておりますけれども、これを無償あるいは減額で売る、あるいは貸し付けるといったような場合に、かなり慎重な審査が必要ということになります。

困難事案、問題事案、例えば売却した後に地下埋設物が出てきた、あるいは土壌汚染のようなものが発見されたといったような個別事案の処理、こういったものもそれぞれどうやって処理するかというようなことで、これも政策的判断を要する非定型的な業務で、国自らが行う必要があるだろうということで整理しております。

一番右でございますけれども、国有財産は国民の共通の貴重な資源でございますので、これを処分する等につきましては、やはり財産権の権利主体として公正かつ厳正な執行を確保する必要があります。その意味で、最終的なチェック機能として財務大臣の権限というのはしっかり発揮していかなければいけないということで、会計法令上、国の義務であります価格決定、あるいは契約等につきましては、国自ら行う必要があるということで、これらの業務は国に残し、その他の定型的な業務、即ち上の黄色の部分は民間に委託するという考え方で今回作業いたしました。

次の2ページです。以上のような検討作業をした結果、財務省といたしましては、財務局全体で17年度の定員が1,777名となっておりますけれども、18年度～22年度の5年間で181人、10%超の大幅な定員の純減を実施するという結論を出したものでございます。そして、この5年間は新規増員要求は一切行わないという不転の覚悟で臨みたいと思っております。

この181人ですけれども、定型的な業務を更に私ども洗い出しをして、51人の削減をいたしました。この定型的な業務というのは、基本的に民間委託をすることで、これによってすべて民間委託が完了と考えております。

中身はその下にありますが、取得時効に関する処理業務、取得時効というのは相手が長年占有していて、建替時に相手の方から申し出があって、その時点で取得時効が成立してしまったものですが、その物件の確認に必要な公簿・公図調査等の定型的な業務を民間に委託して20人の削減。

一般競争入札の売却物件については、これは従来鑑定を不動産鑑定士に委託しておりましたけれども、地方公共団体等に随契で売却するような案件につきましても、不動産鑑定士に委託をして24名の削減。

合同宿舎の施設整備・改修工事について、従来の大規模工事は民間委託をしておりましたけれども、小規模工事についても民間委託することで7人の削減ということで、計51人の削減でございます。

そして、業務の全般的な見直しとして、いろいろ帳票等の情報項目、様式等の見直しをしたり、あるいは各省庁と財産の移動等がありますと、協議・通知を行いま

すが、そういったものの様式や手続等を見直しました。

以下、書いてございますが、こういったような全般的な業務の見直し、あるいはITの活用といったことで、130人の削減ということでございます。

したがって、1,777名から181名を引いた1,596名がぎりぎり必要な定員数と考えております。

最後の3ページでございますけれども、現在、国有財産行政については、転換期を迎えておりました、一生懸命資産を売却しなさいということが経済財政諮問会議でも言われております。上の囲みにありますように、未利用国有地、あるいは毎年度発生する物納財産を10年間で約2.1兆円売却していこうと。

それから、一般庁舎・宿舍も効率的な使用によって不用となる不動産約1兆円を売却し、合計3.1兆円を売却していく。したがって、年平均にすると、3,000億円を超える売却で、通常ベースよりも1兆円ぐらい多く売っていかねばいけないということでございます。

あと下の絵にありますように、行政財産につきましては、今後監査をより一層充実して庁舎の余剰スペースを把握していく、あるいは徹底した既存庁舎の入れ替え調整をしていくということなので、この実地監査件数の棒グラフというのが今後はむしろ高く伸びていくということでございます。

普通財産については、物納不動産の引き受け状況がグラフになっておりますけれども、大体こういった高水準で今後も続いてまいりますので、業務量としては減らない。

宿舍については、これは今、都内に23区内の宿舍について移転再配置を実施しようということで、伊藤滋先生を座長として検討していただいておりますけれども、本当に必要最小限の宿舍数にして、廃止するものはどんどん廃止し売却していくということで、この業務量が今後むしろ増えてくるということでございます。

最後に、この一般競争入札の実施状況。とにかく何度も何度も入札にかけて売っていかねばいけないということと、それから、今、法案を出して衆議院は通過をいたしましたけれども、不整形地、あるいは貸付中の土地について、新たな交換制度を導入しまして、売りにくいものまで売っていくという努力もしていかなければいけないということでございます。こういった今後のことを見通しますと、むしろ業務が増えていくという環境の中で、今後5年間は新規の増員要求は行わないという、本当にもう限界ぎりぎりの削減を打ち出ささせていただいたと考えておりますので、何とぞ御理解いただきたいと思っております。

座長 それでは、委員の皆様方から御意見、御質問を頂戴したいと思います。

委員 ただ今の御説明について、2点。

1点は、いわゆる改革の取組と業務改革の発想の転換についての私の意見、あるいは要望が1点目でございます。

2点目は、財務省に対する国民の期待、あるいは他の省庁への影響力に対する期待ということ。この2点について、簡単に発言をさせていただきます。

いただいた要約の資料の1ページを参考に見まして、改革の取組について、まず2点、すなわち今回は純減数というものを明言し、新規増員要求は行わないということ明言された。これは非常に姿勢として具体的に努力をされていると思います。ただ、1ページの一番上に書いております、管理業務の定型的な業務という部門に改革が集約されておるように思いまして、下段の「国自らが行う必要がある業務」についても、例えば、庁舎の集約・立体化であるとか、移転・再配置、あるいは未利用国有地の高度利用の計画策定、こういうものは財務省にお入りになるときに、こういう専門はむしろどちらかということ、ノウハウを専門に持っている民間のシンクタンクのようなものが、従来の知見も経験も非常に豊富だと常識的に思えますので、私の発言の1点目の業務改革の発想の転換について、さらなる定型業務にこだわらない例、下段のところもお考え願いたいというのが1点目です。

2点目、簡単に申し上げますけれども、2点目は財務省に対する国民の期待。財務省というのは、非常に国民の印象としておかたい形で、受け身で堅実に正確にやるという印象を持たれておるわけですが、今回の改革について、すなわち行政減量・効率化に対しては、非常に受け身ではなくて積極的に取り組んでいただいておりますという感じに私は受け止めます。

それを強く、省がこの問題で181人減らすというだけではなくて、国民に対する影響が非常にあるんだと。早くスピードを持ってそういうことをやるということ。

また、2番目に他省庁への影響力についても、スピードを持って更にやっていただくということで、非常にいい影響をもたらすという2点を、もう一遍今日の発表の中で確認していただいて、今後の実行に移していただけたらと思います。

財務省 2点御指摘をいただきました。まず1点は、定型的な業務ではなくて、下の方の国自ら行う必要がある業務というところについても、例えば民間シンクタンク、民間の知見を活用したらどうかということでした。まさに先生おっしゃられるとおりでございます、私ども民間の知見を活用すべきというのは、大変重要だと考えております。

例えて言いますと、23区内の宿舍の移転・再配置につきましても、民間の視点を活用するというので、伊藤滋先生を座長として今、御検討いただいておりますし、この組織は今後6月以降になりますけれども改組いたしまして、宿舍だけでなく庁舎等を含めた国有財産全般について御検討いただくということで、そういうところで民間の知見をどんどん取り入れようというふうに私どもは考えております。

このように、是非民間の知見をお借りしてやりたいと思うんですけれども、例えば庁舎の入れ替え等を行う場合には、結局総括権に基づいて各省庁と調整に入る必要があるものですから、最終的には私どもの責任・判断において民間から頂いたア

アイデア、そういうものに基づいて実施する段階には、私どもの体制でしっかりとそこはやっていかなければいけないのかなと思っております。

2点目に、財務省の減量・効率化への取組、あるいは総人件費改革への取組、旗振りの頑張るべきではないかという御指摘がありました。まさにそこはおっしゃるとおりでございまして、だからこそ今回思い切って純減の数をこのように当初から、もうかけ引きなしでずばっと出ささせていただいたつもりで、財務省がこういったことに積極的に取り組んできていることを是非御理解いただきたいと思っております。

委員 大変思い切って、今おっしゃったようなずばっというようなことで、それは理解をさせていただきます。その中で、実は先ほど来、例えば行政財産、普通財産、国家公務員宿舎を含めまして、総括権というものは、私は逆に言うと各省庁にそれぞれの責任を持たせてやった方がいいのではないかと。確かに調整権というのは、いろいろと財務省、もともと省の中の省というお立場という長い歴史の中であるかもしれませんが、しかし、その総括権があることによってかえって、今回更にまた踏み込んでお示ししていただく、それがほかの省庁に対しての影響力という考え方からいったら、その総括権というものを一度見直しするようなことによって物事の考え方、仕事の流れを変えることができないだろうか。これは、私の素人考えでそう思ったのですが、いかがでしょうか。

財務省 これは、国ごとによっているんな制度なり考え方があると思うんですが、我が国の場合、各省庁の長が、それぞれ行政を分担しているわけですし、行政財産というのは行政目的を達成する物的手段という位置づけになっております。例えば、財産の管理全部を財務省が一元的に管理してしまうというやり方もありますが、我が国の場合はむしろそれぞれの役所が、それぞれの行政を行っていく上で、どのように庁舎を使っていくかというふうに、法制上、行政財産の管理は、各省・各庁の長が管理するというシステムになっております。

ただ、各省庁に任せておいて、果たしてそれで国全体として効率的な使用になっているかどうか。できるだけ合同庁舎化をするなりして入れ替え調整をし、少しでも余剰スペースが生まれてくれば、今度法律改正を出しますけれども、そこを民間にお貸ししてビジネスチャンスにつなげていただくとか、あるいは庁舎自体で不要不急のものが出てくれば、それを売却していく必要があります。しかし、総括権を發揮しないで各省庁の管理に任せっきりにしておくと、それが既得権化して、管理している庁舎をずっと持ち続けようということになりかねないので、国有財産の有効活用という視点から、総括権というのは全体を調整する上で大事な機能ではないかと思っております。

委員 非常に細かく見直していただいているということで、大変評価をしているのですが、データによると財務局と財務事務所と財務出張所とありまして、それぞ

れ財務局が10、事務所が40、出張所が13とありまして、それぞれ必要に応じてされていると思いますけれども、この辺についてもう少し統合だとか、見直しだとかいうことによって、少し削減する余地があるのか、ないのか、その辺の御検討はされたんでしょうか。

財務省 その御指摘の点につきましては、不断の見直しをやっておりまして、例えば出張所を取りますと、昭和42年に30ありましたのが今は13で半分以下になっております。半分以下にしているということで、逆に今、残っているところといいますのは、旧軍港だとか、岩盤にぶち当たっているようなところ、かなり難しいようなところが残っているという面がございます。

あと事務所でございますが、これは国有財産についての業務もやっておりますし、あと金融業務、地方公共団体の貸し付けとか、そういう関係になりますと、どうしても府県との関係が重要になってまいりますので、そういうことでそういう配置をさせていただいているような実態でございます。

委員 金融関係があるということもよく知っておりますし、金融もこれから更に強化しなければいけないということらしいですが、国有財産の部分については、必ずしも各財務事務所、あるいは出張所に置いておかなければいけないものなのか。国有財産全体の管理というものが非常に重要だと思いますし、その企画立案の部分と調整の部分は置いておかないといけないと思いますが、それ以外の部分は何も財務事務所に置いておかなくても、少し統合したところで、それこそ道州制の話もあることですから、ブロック単位で置いておけば足りるのかなど。これは素人考えなのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

財務省 なかなか国有地と申しますのが、いろいろ全国に散らばっているという面もございまして、そういうことからしますと、例えば今、埼玉が新潟まで見ていくわけですが、例えば新潟地震が起きたときに、埼玉の局が新潟の国有地を見に行くとか。あるいは新潟地震のときに、私ども国有地を使っていただいて、仮設住宅もつくっていただいたんですけれども、その辺のところの距離感からしますと、なかなかブロックだけではというのは、ちょっと国有地は結構いろんなところにあるというところがございます。

財務省 付け加えさせていただきますと、最近国有地は物納財産で入ってくるものも大変多くて、それは本当に全国に散らばっておりまして、それぞれ地域ごとの不動産マーケットという中で、処理、処分しておりますので、地域ごとの拠点はかなり数字が高いというふうに感じております。

委員 よくわかりますが、できるだけ工夫して、統合できるところがあればやっていただきたいと思います。

委員 やはりさすが財務省で、しっかりした緻密な削減で文句の付けにくいのは大したものだと思うのですが、行政財産と普通財産と宿舍の関係で、460人、1,00

0人、250人となっていますけれども、これは同じ人ができるような仕事だと思っておりますが、そうでないならしょうがないですけれど、1人が行政財産も普通財産も宿舎も見られるとすれば、こういうふうな削減ではなくて全部合わせてどんという減らし方はできないのでしょうか。

財務省 これは、実はむしろ逆に、業務量を積算するというので、あえてこういう数字を業務量から割り出してきたので、実際には各担当者は行政財産も普通財産も宿舎もみんな見ているわけでございます。大体担当は地域割りになっておりまして、その地域にある宿舎、行政財産、普通財産をみな見ながら、相互に普通財産を行政財産にしたり、また行政財産を普通財産にしたりということで見ているというのが実態でございます。

ただ、ここではむしろ注目があまして、具体的な業務量を人員換算すればどうということなのかということで、こういう数字をむしろ出してきたわけございまして、実際には1人の人が組織全体として3業務やっているということでございます。

更に、先ほど説明しましたとおり、個別の事業について、まさに縮小できるものはないか、民間委託できるものはないかということで、まさに削減幅を出させていたいただいたということでございます。

委員 ちょっと質問したいのですけれども、国土交通省の官庁営繕という部門があり、そのこのヒアリングの資料でも、これから非常に国有財産の売却とかを進めていく上で、ますます役割が重要になっていくとありました。それに対して、国有財産の有効活用のために、いろいろな各庁舎の建設計画などの調整とか連携とかが必要になっていくということが書いてあって、何かやや両方を見ていると業務の重複とか、何か似ているようなことをやっているのではないかという印象を受けるのですけれども、そういったことについて、ややこういうダブリがあるからこういうところをもっと無駄を排除できるのではないかとか。そういうコメントが何かございましたら、ちょっと教えていただきたいと思っております。

財務省 基本的に、私どもと国交省の官庁営繕とのデマケーションというのは、私どもはむしろ国有財産で土地などを中心として、むしろ無駄がないか。あるいは庁舎を建てるなら、所要の敷地をどうやって確保するかという、やや事務官的な仕事の塊でございます。むしろ庁舎を建てる場合につきましては、むしろその敷地の手当というのが、基本的に言えば私どもの役割でございます。

官庁営繕の方は、むしろ建築の専門家の方々が多いということで、むしろその上にどういったものを建てるかということに主とした業務をやっておられて、御担当の方もほとんどが技官の方が中心になっている組織でございます。

そういうことで、一応仕事が整理されておって、もちろん1つの建物を建てる場合には、土地と上物と両方必要でございますので、お互いに連絡調整はしておりますけれども、そういう意味で土地の資金の手当と上物を建てる所と、ここはや

はり役割が分担されているということでございます。

委員 より両方をにらんで効率化できるという方策がありそうな気がするのですが。

座長 私も重複しているような気がするけれどもね。

委員 普通、民間では一緒にやっていますね。

委員 今の点ですけれども、国有財産管理あるいはできた施設に対する財産的な管理、そういったことが、先ほどの御発言とは逆になってしましますが、余りにも分散し過ぎてしまっていて、やはり国の財産として管理するという概念が一元的になっていないという問題が非常に大きいと思うのです。

特にこういう財産処分ですとか、制度改革をやるときに、余り分散していると、それを全体として進めることが非常に難しい。将来的には分散させるということもあり得ると思いますが、分散しているからこそ、こういう調整業務とかそういうものが非常に多く出てしまうという問題があると思うのです。これは理財局だけではない問題ですけれども、やはり今、御指摘がありましたように、財産というものに対する管理を総括的にもっと行う仕組みを御検討されている部分があるのかと思うのですけれども、それはやはりしていけないといけないのではないのかというのが意見です。

それから、今のところで、結局各省庁との調整という部分というのは、普通の組織で言いますと内部の間接業務的な性格だと思うのです。それが細分化された縦割りの中で起こってきてしまっていると。たしかこの場でも各省庁の間接的な内部管理業務等の合理化についての議論があったと思うのですが、その部分と根っこのところは非常に共通していて、それで各省庁でも同じような業務があると。例えば、国立大学などでも同じようなものがばっとあって、やや難しい問題を起こしているということがありますので、これはやはり間接的な部門の業務の見直しというところでも、今回お示しいただいたもの以外に、やはり検討する領域があるのではないか。

最後ですけれども、これはもう委員が言われた点ですが、やはり財務省がお取り組みになられるということは、イギリスでもそうですけれども、やはり中核官庁が範を示していったってどんどんやっていくことによって、イギリスの行革なんかも進んでいったという面を持っていますので、民間委託のところを定型的な業務ということに非常に限定的な形にしてしまうのは、行革を進める上においてもやや問題があるのではないか。何が定型的な業務かというのは、非常に難しいところですが、やはりもう少し踏み込んだ部分が姿として見えてもいいのではないかと。数字的な問題はあるかと思いますが、ベースとしては非常に御努力いただいているという感じがします。

委員 まず、数字を明確に出されているという点については、それはこの第1次

のヒアリングの時点で出されているということで評価できると思うのですが、まず行政財産についてですが、今までいろいろな方面からの意見がございましたが、分散しているというのはまさにそのとおりで、日本の場合、行政財産は各省が管理するシステムになってしまっているから、それ自身の問題はやはりあるかと思うのですが、やはりそれぞれがやると縦割りの的にどうしても無駄が出てきます。

ですから、今回、例えばいろいろなところで減量化して定員削減しても、庁舎スペースが減らなかったら、それはよくないわけでありまして、そういう観点からすれば、総括権というものを、むしろ庁舎の効率化のために必要なものとして行使していかないと日本のためにならないということになるかと思うのですが、その総括権行使のところで使う人員はしょうがないと思うのです。一応この部分でも削減を出していらっしやいますけれども、総括権としては必要としても、それ以外について、あるいはもう少し踏み込めるかという辺りはあるかと思えます。

普通財産については、これは委員からもございましたように、民間のノウハウが売却についてかなり利用できるのではないかという感じはありますので、民間委託ということで数を出されておりますが、困難事案を含めてもう少し切り出せないかというところがあるかなと思います。

物納財産は、今どうしても増えているのですが、これは将来的にも増え続けるかということ、景気の関係で変わってくると思いますので、私はそういう意味では逆に独法にしてしまうと業務が固定化しやすいので、むしろ民間委託という方向でもっと人数をとという形で進めた方が、景気の変動にも対応しやすいのではないかという感じがします。

宿舎は、今、大分いろいろ言われているところでございますので、それぞれの関連で多分議論なさっていると思いますけれども、これも数字を民間委託ということで出されているのですが、先ほどお話がございましたけれども、定型的というのに余りこだわらないで、もう少し人数がいけるかというところで、この場合は人数の話になってくると思いますので、そういう形で民間委託の可能性を更に探るといふ観点から検討をいただきたいと思えます。

財務省 先ほどの委員の御指摘から御説明したいと思えます。1つ目に、財産管理をまさに一元管理をしたらどうかというお話で、もちろんそういう選択肢もあり得ると思うんですが、またそれはそれで財産管理を一元管理するとなると相当な組織も必要となるのかなということでございます。

2つ目に、間接業務をなるべく見直すべきだというお話でございます。実は財務局の中には、総務部門というのがまた別途ございまして、いわゆる総務的な事務はそちらでやっていると。この間接部門というのは、ある意味では現場の仕事の集合体でございますので、まさに現場の仕事をどうするかということで、今回見直せるものはないかということでやらせていただいたわけでございます。

それから、定型的な業務をもっと増やすというのか、あるいはそうやって民間委託できるものをもっと増やしたらどうかと、これは委員の御指摘とも共通するものでございますけれども、例えば今、一般競争入札で言いますと、事務量の大体8割ぐらいはもう外注しているということで、本当にもう最後は国が責任を持って価格設定とか、契約の判こを押すとか、入札事務の運営といった、本当に限られたものだけを今、国に残しているということでございます。

それから、困難事案につきましても、これは本当に民間委託した結果、どうしてもそちらでは処理できなくなって、もう当事者が出てこいということで国が乗り出さざるを得ない、いわゆるトラブル事案でございますして、これはなかなか民間に任せ切れなかった結果として生じている部分についての事務処理なんだということをお理解いただきたいと思います。

委員 答弁を聞かない方がよかったと思ったのですが、1つは縦割りになっていて統括的と、それはそのとおりだと思うんです。それで全体で別の組織をつくれれば、それは大きなものが必要になると。ただ、先ほどありましたように、各省庁部門においても同じようなものをたくさん持っているわけです。ですから、それは理財局さんとしてどうこうというのは難しいと思いますけれども、これは今回の私の意見として、全体としてという意味で申し上げたということが1つです。

財務省 失礼しました。

委員 それから、間接部門云々ということですが、これも私の言い方が悪かったと思うのですが、財務局の間接部門がどうのこうのではなくて、行政機関全体としての間接部門的性格を持っている、もともとそういう部分があるので、そこを再整理すればかなりのことができるでしょうという意味です。

財務省 申し訳ありません。

委員 3つ目ですけれども、外部委託の問題ですが、ここは確かにかなりの部分やられていると思うのですが、例えば宿舎建設ですとか、そういう部分について民間のいろんなノウハウを入れるとか、ノウハウというのは恐らく定型業務以外のところでも活用していこうとする部分があると思うのですが、そういう部分でやはりまだ制約がものすごく多い。どこと言ってしまおうと関係したことがわかってしまうので、PFI関係であったのですが、宿舎として安くていいものをつくる時に、どうしても今までの宿舎の規定だとかがありますね。公務員宿舎としてやるべき業務の話ですとか、そういう部分のところが非常に制約要因となって出てくる場合があります。

ですから、そういうものは財務省として行革を進める姿勢としては、積極的に見直して行って、他の官庁に対して模範となるような、つくるのであればそういう施設をつくるか、そういうことをすれば非常に、特に地方に行くとそういうものがなかなかないものですから、ほかでやろうという視点がほかの省庁も含めてなくな

ってきてしまうのです。ですから、是非そういうところは財務省さんが示していただけると広がっていくのではないかという意味の期待を述べてということにさせていただきますたいと思います。

委員 国有財産は、これまでの税金の中から蓄積されたものであり、またキャッシュで払えないから物納するということで、非常に税と表裏一体の関係にあるので、やはり適切な管理が大事だというのは、第一に考えねばならないと思うんです。

私、こういう業務はよくわからないのですが、具体的な純減数と増員要求を5年間行わないというのは、ほかの回答よりは全然模範になるような回答をいただけたように思います。

業務として、定型化の判断を要するかということでこの時点では御回答いただきましたが、業務の中身がわからないがゆえに、それはそうだろうと思って信じるしかないのですが、これからのIT化の進展とか、そういうものも踏まえながら不断の見直しが必要だろうと思います。

特にこれから資産売却で、先ほどもお話がありましたが、1兆円ほどの売却を行わなければならないという中なので、それが冒頭申し上げたような形で適切に国民の税金なのだという観点から、適切に行われることを望みます。

事務局 ちょっと別の話になりますが、2ページ目の左側に取得時効に関する処理業務というのが出てきましたね。これは、要するに国が管理を怠ったために、本来国有財産だったものが、いつの間にかほかの人のものになって、時効にかかってしまって権利を請求できなくなるという意味ですか。

財務省 大変お恥ずかしい話なんですけど、まさにそういうことでございます。正直申しまして、管財業務は大変忙しくて、ひところ物納財産が大量に収納され、これをどんどん売っていかねばいけないということで、かなり業務が集中したような時期もありました。こういう特に法定外公共物であるところに、善意・悪意いろいろあると思いますけれども、長年占有されたままになっていて、そこに居住している方が建て替えをしようというときに、国側が改めてよく調べてみたら国のものであったということがわかるということで、業務量との関係でその点が手薄であったということでもあります。本来であればそういうところも悉皆的にきちんと国有財産行政としては見ていかなければいけなかったと思って、反省をしているところでございます。

先ほど言いましたように、今、法律を出して、衆議院まで通ったということをお話し申し上げましたけれども、新しい業務が増えてくることは間違いがないものですから、今後やり繰りをどうしていくのかというのは、非常に頭が痛いんです。先ほど何人かの委員から御指摘いただいているように、とにかく財務省はこの際、減量化なり、総人件費改革の旗振り役として、積極的に打って出るべしということで、これはもう私ども全く同じ考えなものですから、とにかく不退転の決意でやらざる

を得ないし、どんなことがあっても定員増は新規には打ち出さないで、歯を食いしばって頑張っていくしかないと思っております。

座長 私から一言、さっきから委員の皆様の御意見を聞いたり、御説明を聞いたりして感じているのですが、大分評価がいいんです。それほど評価のいいものだろうか、私は天の邪鬼ですからそう考える。企業体で言いますと、これは管財部門なのです。管財部門で、いわゆるどんなに大きくても、1,600 足らずの人間を抱えるだろうか。その答えはノーです。もっと切り詰めるところは切り詰めてというより、切り詰めなくていいんです。必要な仕事だけを効率よくやらせると。それには1,600 という人数はとても抱えませんよ。そんなことやっていたら、管財しない方がいいということになってしまうので、そうするとどうも過大に評価しているのではないかと。というのは、さっぱりと出てきていますから、こう見ると、これは10%以上だと、これから増員しないなど、これは当たり前の話なのです。ですから、もともとゼロベースから考えたら、それほど口を極めて評価するほどのことではないのではないかと。

ですから、範を垂れるというなら、いわゆる現在よりもだとか、ほかの省庁よりもだとかと言うのではなくて、やはりゼロベースで考えていただいて、財務省というのは、いわゆる予算の査定や何かをするわけですが、そういう場合にはゼロベースからやれよとほかの省庁に言っているのではないですか。そういうことは言わないですか。 私はそういう感じを持ちます。どうぞ。

委員 今、座長がそういうことをおっしゃって、私も感想で、委員の皆さんおっしゃるように、私も細かく回答書を読んで、実によくできていると。よくできているという部分ではですね。非常に細かい数字なものですから、なかなかわからないのですが、ただ行政財産、普通財産、私はそのこと自身も勉強して初めて知ったんですが、ただ普通財産なんかでは、確かに公園だとか、特に独立行政法人の出資財産が46兆もあるというのもびっくりしたのですが、この普通財産というのは、本来は国が行政目的に使用していないから普通財産ということですね。ですが、こここの御説明にあるように、まさに相互乗り入れというか、一体として調整を要する、こっちに行ったりこっちに行ったりと、これは非常によくわかるんです。

ただ、行政目的に使用していないという形での、今の普通財産だとすれば、国家公務員が直接管理を実施する必要があるのかという部分がある。ところが、一体としてと言われると、それはもう全くそういう発想ではないのですが、そういうことから、これから恐らく国有財産というのは、高度化とか民活利用とか売却の促進とか、いろいろな時代の要求で進んでいこうと思うので、この大きな行政財産と普通財産を一体としてやるとすれば、分離できないとするなら、ではそれ自体を本当に独法化してやっていくというところまでは、とてもいかないのかどうかです。

皆さんおっしゃるように、まさに隗より始めよで、我々のやっているこの会議自身も、言ってみればこの国の財政逼迫の中の財政再建にどう資するかという部分で、むしろ財務省が大きく打ち上げているものに対して我々は、それにある部分、人件費、あるいは公務員の削減ということで我々としても1つの答えを求めてこういう会議をやっているのだ、そういう大胆な発想なんてとても将来的にも取れるものではないのかどうか、普通財産と行政財産という部分の分離というのは、もう絶対できないようなものなのかというのを知りたいのです。

財務省 行政財産と普通財産、一体的に取り扱っておりますけれども、それを分離できないかというお尋ねでございます。

資料に掲げてございますので、細かくは申し上げませんが、普通財産になるものというのは、国がもともと使っていた行政財産で、国が利用しなくなって余ってしまったものが普通財産に回ってきますし、また一旦普通財産に入れたと思っても、突然国のどこかの行政機関がやはり使いたいということで、また行政財産に復活してしまうこともあれば、もともとは物納で入ってきたような普通財産を国の行政機関として是非使いたいとかいう場合もあって、このようにしょっちゅう行政財産と普通財産との間で、財産の取扱いが変わることがあります。ですから、そこを断ち切ってしまうと、例えば行政としてこういう財産が欲しいと言ったときには、普通財産はもう売ってしまっていないということがあったり、このため、一般会計の負担により新規に買わなければいけなくなり、その事務コストがかかってくるということが生じたりしかねません。したがって、そこは常に財務局の方で行政財産の需要、あるいは今、使われている実態、普通財産のストックが今どういう状況にあるかという両方を見ていて、それらをうまく所管替え、移し替えをしてやるのが、最も効率な国有財産の管理の仕方ではないかと思っております、それで一体的にやっているということでございます。

それから、では一体的に取り扱っているものを、国の機関ではなくて独立行政法人のようなところに移したらどうかということなんですけれども、まず行政財産については、先ほどから御説明していますように、各省庁との調整がございまして、財務大臣の強い調整権限に基づいて、実効性ある調整をするためには、やはり国自ら行うことが不可欠ではないかと。

普通財産の方も、行政財産に所管換えをしたり、あるいは地方公共団体に無償や、減額で貸し付けるなど、かなり地方公共団体との調整も要しますし、また個別の政策的判断を要する非定型的な業務でもあり、加えて、財政法の例外として行う、非常に公正かつ厳正な取扱いを要する業務でありますので、国民共通の資産をきちっと処理していくという意味で、国自らが行っていくべきものではないかと考えているところでございます。

委員 いいと言ったのは、資料としていいと言ったわけですし、内容がいいと言

ったわけではありません。けちを付けにくいと言ったわけです。ちょっと細かいことを言いますけれども、物納財産の調査というのは、財務局でやる必要はぜんぜんないのであって、そんなもの国税庁がみんな調査してくるわけですから、ダブル調査をやるのは非常に無駄だからやるべきではないし、本来だったら物納財産というのは何も理財局が管理する必要はないのであって、国税庁が厳重に管理しろというのが筋だと思います。が、同じ役所だからといって、回されてくるものをはいはいとみな受け取るというのもどうかという気がします。

トータルで不動産業というのは、やはり人をかければうまくいくということでもないし、特に役所の人が普通財産をいっぱい持っていて、それを営業活動で売って回るわけでもないわけですから、人員が半分になったら半分になっただけの話だと私は思うんです。

だから半分にしようか、しまいかということであって、すごく細かく、いかにも37人削減、更に頑張って44人と、ほとんど固有名詞というか、人の顔が見えるような緻密な削減計画を持ってきたような気はするのですが、そういうことではなくて、やはり業務として、財務省としてこういうふうにするんですよと、範を垂れる意味で半分という感じにするのが数字ではないかなと、本当は思うんです。

だけれども理財局として、何で主税局と主計局のを同時におれたちがしりぬぐいをしなければならぬんだという気持ちはわからないではないんですけれども、そういうことではなくて、外から見れば財務省一体として見て、代表選手として、半分にしましたというのを期待します。

座長 期待するそうですから、半分ということですよ。

財務省 先ほど座長からゼロベースでとか、それから、今、半分というお話がございました。

この資料に掲げてございますけれども、昭和60年度には、管財部門の定員は2,482人でありましたが、これが、平成17年度は、1,777人まで減らしてきたわけです。

先ほどちょっとお恥ずかしい話と申しあげましたように、実はこういった定員の削減をしてきたはずみとして、やはり細かなところに、むしろ行き届かない面があって、時効取得のようなケースも生じてきたりしております。

先ほど申しあげましたように、例えば売却の関係でいいますと、物件の調査あるいは物件調書づくり、それから売却のための広告、入札のためのいろいろな関係書類などをみんな民間に発注し、業務量全体の約80%が民間委託になっており、国は、契約とか、入札のときの札開けなど、公正さを確保する業務に限るなどぎりぎりのところまで来ております。

また、評価も先ほど言いましたように、一般競争入札はみんな鑑定評価に出すということを既にやってきた中でございますので、定員を半分にすることにな

ると、とても責任持って行政をやり切れないという状況。むしろこれから業務が増えそうだという中でどうやって乗り越えていくのか頭が痛いぐらいの状況なので、今回の数字は本当に限界ぎりぎりだということを是非御理解を賜りたいと思っております。

委員 国有財産の管理を帳簿管理だとか、登記簿の管理だと、道路公団の資産の評価のところだとか、会計のところだとか、あるいは国立大学法人の評価のところだとか、資産のところを見たのですが、かなりルーズだということがよくわかりますね。私は、税務調査を民間企業が受けていて、立ち会ったことがあるんですが、税務署から厳しく管理しろと言われているのですが、国有財産の管理というのは非常にルーズだという気がしました。

今おっしゃったような事項の問題だけではなくて、本当に帳簿と登記とちゃんと合っているのかとか、その辺のことがどの程度されているのか、一応国立大学法人の法人化のときに資産を把握して、現物出資でするわけですけれども、随分古い話ですから、明治のころからの話だから、それを一挙にやったんですから、いろんな問題が出てくるのはよくわかるんですけれども、それにしただって民間企業は明治から持っているものもちゃんと整理しているわけです。人員が不足だということもあるかもしれませんが、その辺も是非しっかり管理をしておきたいと思います。

財務省 国有財産の台帳の、要するに評価の仕方だと思うんです。

委員 評価と面積の問題だと思います。帳簿管理も含めてです。

事務局 委員がおっしゃったのは、資料に里道の何とかというのが出ていましたね。こういうのは昔の図面が残っていて、例えばゴルフ場のあれに、元は畑だったところをゴルフ場にしたりすると、道路だけ国有財産として残っていて、だけれどもどこだかよくわからないわけです。図面にだけ載っていて、だけれどもゴルフ場に国有財産を不法に占拠されているわけです。一生懸命それを売らなすけれども、結構な手間なんです。しょうがないから手を抜いて放ったらかしてあるというのがいっぱいあるんです。そういう意味では、むしろ私なんかは、今、委員がおっしゃったように、これで大丈夫かという気が若干して、だからできることは民間に委託してしまって、ちゃんと取り立てるところはちゃんと取り立ててというのをやらないと損してしまいますからね。

座長 それは官僚の人がやることはないですね。

事務局 だから、それなんかも最後に売るか売らないかという値段だけ見ていて、途中のあれは全部民間にやってもらうんです。

委員 その点で、例えば総務省の方から土地開発公社、いわゆるいろんな土地の問題を、要するに早く身軽になりなさいということで、これはある面で、今までは持っていることによって、例えば代替地とか、いろんなことができたけれども、ある意味で、これからはそうではなくて、財産というのはいかに活用するかという

こと、そういうことを含めて、私どもは、例えば開発公社の借入れも含めて、どんどん身軽にしていくということを実際にやっているわけです。

だから、逆に言うと、持っているからいろんな意味で管財部門が、先ほど座長がおっしゃったみたいに大変なんだと。そうではなくて、逆に言うと、身軽になることをいかにしてやるかということの方が、私は業務のやり方を変えることになるんじゃないかと思います。

委員 今の入れ替わりになるところなんですけれども、先ほどの点にダブってしまうんですが、この問題というのは、各省庁に同じような業務というのがかなりある。これは、ここのヒアリング仕方のところでも議論になったと思うんです。どうやって間接のところをヒアリングしていくんですかと、その問題と非常に根っこが同じで、恐らくこの後ヒアリングする国土交通省のところでも同じようなものがあって、そこを横断的にある程度見ると、恐らくこの会議の目的というところに資する部分が出てくるのかもしれないと、重ねて申し上げます。

座長 そうですね。やはり重複しているところがあるんですよ。

いろいろと御意見を賜わりましたけれども、もっと合理化した方がいいというのが基本的なこととしてあって、それから国が自ら行う業務ということで、下段のところでは決められているところの中からも、いわゆる民間シンクタンクや何かを使うという工夫が必要だというような御意見ですとか、それから出張所ですとか事務所、これらの統廃合をもう一遍考えてもらいたい。それによって定員の合理化というものを検討していただきたい。

全般としては、先ほども申し上げましたけれども、ずばっと書いてあるので大変評価が高いんです。見映えがいいんですよ。だけれども、やはりこれで一丁上がりということではなくて、もう亡くなりましたある有名な民間の企業経営者が言っていました、コスト削減というのは水田に足を突っ込むようなものだ。力を入れて踏み込むとずぶずぶとコストは落ちるというようなことを私の友人で言っていたのがいますけれども、やはりこれで終わりというのではなくて、やはりより一層の御努力をお願いしたいということなんです。

委員 座長が言われることの数字的な裏づけで、後で一言だけ追加させてもらおうと思っていたのは、既に我々は国と地方を併せて債務が830兆円あります。要するに800兆を超えているし、それから実際に一般会計の予算も80兆円と言うけれども、特別会計の200兆を含めて、要するに200兆円以上のものがあって、その中の今日の数字だということでは終わりはしないということを言いたかったんです。

座長 ありがとうございます。ですから、より一層の、先ほども申し上げたとおり一丁上がりではなくて、もっと考えてよということですから、あきらめずにやっていただきたいと思うし、それをどういう考え方もっと削減方向へ進めるのかということについて、事務局の方に報告をしていただきたいと思いますので、大変

お手数ですけれども、よろしくお願ひしたいと思います。何か非常に渋い顔をなさったような気がしますね。

財務省 財務省は総人件費改革の旗振り役として、本当に限界の数字を提出させていただきましたが、これから業務量が増えていく中でこれでやっていけるのかやや不安ながらも、とにかく一発勝負にかけたというのが正直なところです。そういうことなものですから、何とぞ、御理解をいただきたいと思います。

座長 よろしくお願ひいたします。

(財務省関係者退室)

(国土交通省官庁営繕関係者入室)

座長 それでは、次に官庁営繕関係について、国土交通省からヒアリングを行います。見直しの結果、どのような根拠に基づいて最低何人の定員が必要なのか、現状から見て何人の削減が可能なのかということについて、10分以内で御説明をお願いしたいと思います。

国土交通省 今回、官庁営繕に関しましては、非公務員型独立行政法人化と定員の純減という大きく2つの検討要請をいただいております。このうち定員の純減につきましては、私ども努力をしていく必要があるというふうに考えております。ただし、独立行政法人化への移行という点につきましては、私どもなりにその可能性について検討いたしましたが、困難な面が多いというふうに考えてございます。

余り官庁営繕の業務というのは一般になじみが薄いのではないかと思いますけれども、むしろ我々の業務は行政内部での調整がメインということで、そういうことかなと考えております。

恐縮ですが、資料の6ページをご覧いただきたいと思います。そこに「官庁営繕の役割」ということで、官庁営繕は国家機関の建築物に責任を持つ立場から各機関を指導監督している組織であって、その業務は国として必要な企画・立案・調整業務というふうにさせていただいております。

国家機関の建築物と一口に申しましても、この官邸もそうでありますけれども、国会、霞が関の中央省庁から地方の出先まで、非常に幅広い多種多様の建物がございまして、その延べ面積も現在5,000万平方メートルを超えるという膨大な量になってございます。

これらの建築物は、立法・司法・行政を行うための、ある意味でのインフラでございまして、それが適正に整備・維持されて機能を果たすということは、国の責任であるというふうに考えておりまして、私ども官庁営繕は国として一貫した方針の下で各省を指導監督するという、言わばこの施設に関しまして総括的な役割を担う組織であると考えております。

具体的にその役割を果たすために、どのようなことをしているのかということが、中ほどに矢印が4本ございまして、1点目は各省が作成いたします営繕計画

に對しまして、その内容が妥当であるか。または、その整備の緊急性がどの程度か。こういったことについて、統一的な視点から意見を述べる意見書制度。

2点目は、国の建築物として、どのような機能あるいは性能水準を備えるべきであるかということを示す、位置・規模・構造の基準の設定及び実施の勧告。

3点目は、危険な状態にある庁舎等の改築・修繕の勧告。

4点目は、施設が適正に維持されるための保全基準の設定と、その実施の勧告・実地指導。

こういった、各省に対する指導監督を通じまして、国の建築物に關しまして総括的な役割を果たしております。

ただ、建築物自体は、非常に地域に密着したものであるということがございますので、この権限は国土交通大臣から地方の整備局長にも委任されているところでございます。

また、このページの下の方でございますけれども、国家機関の建築物の企画・調達、いわゆる施設整備の部分も実施しておりますけれども、これについて設計・施行については、すべて民間に委託しております。したがって、ここでの業務は私どもとしては入居する省庁との調整あるいは発注条件の設定、調達(事業者の選定等)、品質確保(監督・検査)ということで、国として必要な業務に限って行っているということでございます。

この企画・調達の業務と、上の指導監督業務というのは、フィードバックを行いながら一体的に実施されているというところでございます。

このように、私ども官庁営繕の業務につきましては、基準の設定などの企画・立案、それから各省に対する指導・調整というのがおおむねでございます。これからストック全体が老朽化する、あるいは厳しい財政状況の中で、国有財産の有効活用、こういった要請など、施設を取り巻く状況が厳しい中で、各省と厳しい調整を行うという場面も想定されますので、非公務員型独立行政法人でこういった業務を行うというのは、現実的には困難ではないかと考えてございます。

次に、それではその業務の一部を切り分けて、独立行政法人に行わせるということも可能ではないかということにつきまして、次の7ページをご覧いただきたいと思っております。非常に言いたい気持ちが先走ってかえってわかりにくくなっているかもしれませんが、まず上の方に調査診断というのがございますけれども、国の建築物、ストック全体をよく把握いたしまして、その中でそれが持つ問題点あるいはニーズを明らかにして、施設全体、トータルとしてベストな計画を各機関との調整の上つくり上げて、その計画の熟度が高まりますと、真ん中に施設整備段階とございますけれども、施設整備に結び付いていくというところでございまして、施設整備の段階でどのような建物をつくるか、発注条件の設定という部分につきましては、その上の計画段階でいろいろ行われております検討のエッセンスが発注条件の

設定に結び付くということでございます。

実際、建物ができ上がりますと、その建物のデータについては、その後の保全業務の基礎データになるということで、この一連の業務が一体的・連続的に実施されておりますので、その一部を切り分けるというのは、かえって非効率になるのではないかというふうに考えてございます。

それから、右側に基準というものがたくさん並んでおりますけれども、この技術基準等をつくるに当たっても、企画・整備・保全の各段階で得られた技術的な知見、実務に裏打ちされた生きた情報として、こういう基準にフィードバックされておりました、これらの私どもがつくっております技術基準は、国はもとより地方公共団体にも広く使われておりました、ある意味で公共建築物のデファクトスタンダードということで、我が国の公共建築物の質の確保に貢献しているのではないかと、これは自負でございますけれども、考えてございます。

次に、実際に私どもがどのように具体的に業務を進めているかという面につきまして御説明をさせていただきたいと思っております。恐縮ですが、10ページをお開きいただきたいと思っております。私ども官庁営繕の業務は、地方整備局の中で、河川とか、道路とか、港湾とか、空港とか、こういったものと並びで営繕部として実施されております。整備局の共通部門として、人事、総務、会計、契約等の総務業務が総務部で行われておりました、用地取得は営繕のものも含めて用地部で一体的に処理しております。ですから、今回対象となっている営繕の約1,200人というのは、この営繕部の部分でございますので、これだけ単独で切り離されても機能しない状態がございます。

それから、地方整備局の中で、地域づくり、まちづくり、局として各部連携して行っておりますし、特に災害のときなどは、整備局が一体として災害本部を立ち上げて、当然営繕部もその中で一体的に対応する必要があるということもございます。

これは現実問題として、私ども整備局辺りの営繕職員は、せいぜい100名いくかないか程度でございますので、この陣容で管内についての実態調査、整備計画、各機関との調整や施設整備や保全指導、こういうことを一貫して地域密着型で行っておりますので、これらの業務を更に切り分けて機能させるということは、現実問題として効率性の面からも難しいのではないかと考えてございます。

次の業務の効率的という、別の検討要請がございます。これについて御説明をさせていただきます。12ページを開けていただきますと、この中では定員の純減の一環として、私どもが行っております保全指導業務を行う体制と定員を見直すことということが要請されております。

実際、今でも国の施設、建築築30年以上のものが約3割ということですがけれども、これから財政状況等を考えますと、施設そのものの高齢化が今後とも進んでいくという状況にございまして、それを健全な状態で有効活用するのは、これからの

非常に重要な課題と考えております。この点につきましては、私どもも法律改正等を行って施策の充実を図っております。

指摘にあるとおり、まずは一義的に責任を有する各省がしっかりと保全業務ができるようにするというのが大事でございます。

それから、私どもが行います保全の指導監督業務も効率的に行う必要があるということで、実は保全業務支援システムというのを昨年度導入いたしました。14ページをお開きいただきますと「保全業務支援システムの開発」ということで、システム概要が載っておりますけれども、このシステムはインターネットを通じて、各施設管理者が、その施設に関するデータを入力いたしまして、このシステムを通じて、そこにいろんなツールが組み込まれておりますので、各施設管理者がそういったいろんなツールを使うこともできますし、そこで入力されたデータは、私どもが全体を把握することができるということで、例えば問題があるような施設を重点的に抽出して指導するというのも可能になるシステムでございます。まだ、1年目でございますので、今後このシステムの改善、普及に努めて、実効を上げて行政のサービスレベルを落とさずに保全指導関係の業務の効率化に結び付けたいと考えております。

次の要請事項が15ページでございますけれども、民間委託の範囲の拡大ということでございます。先ほど申し上げましたように、私どもは既に設計・施工については、すべて出先も含めて民間委託をしておりますけれども、今後はそれ以外の分野でも、例えば資料の収集、分析、それから基準設定のための基礎調査であるとか。施設に係る各種診断業務についても、民間委託の拡充を図りまして業務の合理化を進めていきたいと思っております。そのほか、個別施設の企画・調達に係る業務もマニュアル化、定型化など効率化を進めまして、検討要請である定員の純減を図っていきたいと考えてございます。

この定員の純減は、冒頭座長からお話のありました、幾らなのかということにつきましては、非常に積み上げに苦心をしております、かなり努力をする必要があるという認識の下に作業を進めておりますので、現在は作業中ということで恐縮ですけれども御報告をさせていただきたいと思っております。

座長 それでは、委員の皆様方から、御意見、御質問等を頂戴したいと思っております。いかがでしょうか。

委員 基本的なことを聞いて申し訳ないですけれども、建築物で民間の建築物と官庁建築物と何が違うんだろうか。耐震とか保全ということについては、建物に関しては一緒なのではないかと思うんですけれども、どうして官庁建築物について特別な営繕ということをして国が直接やらなければいけないのかというのが、その回答を読んでもよくわからなかったんです。その辺について教えていただきたいと思っております。

国土交通省 国の建築物というのは、冒頭申し上げましたように、例えば、この官邸であれば官邸の業務を行う、ある意味でのインフラでございますので、この官邸がどういう機能を持つべきかということは、民間で決めることではないと思います。それはあくまで国としてどういうニーズがあって、どういうものをつくるべきだということを決める。この部分が国の役割でございますして、私どももそういった意味で国の役割を果たしている。例えば、この建物だけはセキュリティーの話がありまして、私どもで設計をいたしましたけれども、一般的にはすべて設計、その後の話は民間ができる話ということでございますので、やはりこの国の建物はどういう性能が必要で、どういうふうに整備をされるべきだということを担当させていただいているということでございます。

委員 官邸だけではなくて、ほかにいっぱいあるではないですか。

国土交通省 特殊なスペックのものもありますけれども、普通は庁舎はビルと言えばビルでございますので、そういう意味では委員が今、言われたような疑問を持たれるのはわかります。極端な場合、貸ビルに入っている場合もあるわけでございまして、特に事務局はどちらか知りませんが、森ビルに入っていたりいろいろするわけですので、そういう意味ではビルでございます。

そういう意味では、国がやっているというよりも、オーナー、施主といいますか、持ち主がやっているという側面が多いと思うんです。今回、持ち主が国だと、自分のインフラとして持っている。したがって、2万施設で8万数千あるらしいですけれども、どんな組織体でも8万棟からの自分の工場なり事務所があれば、何らかの内部的な組織としてそれを調整する部隊を持つのではないかと。それをどこまでアウトソーシングできるかという問題ではないかと思えます。ただ、一部特殊な部分はあろうかと思えます。

委員 ちょっと品悪く言うと、作業中というのはゼロ回答ということですね。ほかの官庁も数字を出さないところは全部作業中です。それは国会答弁ならそういうことでいいのかもしれないけれども、私はそういう答えを聞くと、ああ、またかと思えます。

あとこの会議は、ずっと特殊法人の独法化や公務員型の独法化、その効率化ということで何年もやってきているわけですけれども、基本的にただ今話を聞いて独法化できないという理由は何一つないかと、我々の長いヒアリングの経験から言うとそういう印象なんです。いずれにしても、作業中なら作業中でどういう段階なのか、それをお聞かせ願いたいと思えます。

国土交通省 私ども、今回の検討要請で、国として定員の純減ということが重要な課題になっているということは認識しておりますし、ある意味で検討要請を受けたということは、普通以上に汗をかけという期待があるのではないかとということも含めて、なるべく効率化でどれだけ減らせるかということを積み上げて、それで御

回答できるようにという意味で、ある意味で確実なところというよりは、努力をしているというふうに御理解をいただきたいと考えております。

委員 例えば、役所によっては、純減目標を試算した数字まで出してきたところもあるわけです。それがどうして、仮の数字というのは役所というのは出したがらないものだろうけれども、どの部署からも何も出てこないという、足し算が遅れているというのはよくわかりませんが、いつごろになったら出てきそうなんですか。

国土交通省 なるべく早く。

座長 なるべく早くというのではだめですね。

でも、この純減させるというのは閣議決定ではないんですか。

事務局 そうです。5%以上純減です。

座長 閣議決定に従わないということでしょうか。

国土交通省 閣議決定の趣旨であります、5年間で5%というのを踏まえた上で純減するということで努力をしております。ただ、数字につきましては精査中なので、もう少しお時間をいただきたいということでございます。

委員 私もずっと我慢して聞いていたんですけれども、最初に座長のお答えがいただけたらと思ってずっと聞いていたら、最後までいただけないんですけれども、作業中と言われたんですけれども、どういう観点から5%以上の削減をしようとされているかというのが、何かよくわからなかったので、ポイントだけでも聞かせていただけたらと思います。どういう観点から削減するんですか。繰り返さずに簡潔に。

国土交通省 今回の私どもが作業しております削減で一番大きい要素と申しますのは、2番目の検討要請事項でございます、保全の指導業務、これから業務そのものは客観情勢から言うと増える要素が強いですけれども、これを是非増やさないと減らすという観点からシステムの有効活用を更に進める。そのことによって、どれだけ減らせるかということは今、積み上げているところでございます。それが最大の削減要因と考えてございます。それから、これはある意味で落ち穂拾いのところもございましてけれども、私どもが設計施工は民間委託しておりますけれども、それ以外の業務の中でも、細かく見るとまだできるところがあるということでリストアップをして、その部分、その部分という積み上げを今、行ってございます。これは、保全に比べれば、多分ボリューム的にはそれほど積み上がらないかもしれませんが、ここでも積み上げを行っている。

そういうことで、今回平均で5%ということでございますけれども、これから更に努力する、検討を進めている状態ということでございます。

委員 2点ありまして、1点は重なってしまうんですけれども、今の行革の大きな趣旨というのが、やはり成果というものを求めていきたいと思いますところにあると思うんです。成果主義とよく言われますけれども、そういうことからいくと、

やはり今回きちっとしたある程度の御説明がいただけないというのは、非常に残念で、大学の試験でもありますけれども、0点か100点かではなくて、やはり60点とか、70点とか、80点で、それをもっとよくしていきましょうと。やはり提出期限というのはあるわけですから、それでやっていかないと行政のマネージメントというのが全体として進んでいかないとと思うので、それは是非お願いしたいと思います。

それから、基本的に言うと営繕というのは、先ほど御説明がありましたけれども、組織内の間接部門としての性格を持っていると。先ほどの御説明で、自分たちの持っているものを自分たちで管理しますというのは、1つの理屈だと思います。

ただ、今回の行革というのは、まさに間接部門というところをどうやっていくのかということが、非常に重要な話になっていて、外部的なもの以上に内部の間接部門というところをもっと民間の方に切り出して行けるところがあるでしょうということが一番コアだと思うんです。

ですから、そういった部分で切り込んでいって本体部分にしていけないといけないので、やはり間接部門的な御説明でいくと、そこで実は壁にぶち当たってしまって、説得力がなくなるということだと思います。これは意見です。

座長 ほかに御意見ございますか。

委員 この前に、国有財産の管理の関係を議論していたんですけれども、国有財産の管理というと、通常民間企業では現物の管理と営繕も含めてあると思います。座長から厳しいお話がありまして、国有財産の話ですが1,700人も使っているというのは考えられないというお話なんです。実は営繕が1,200人ぐらいいますので、要するに3,000人の人数で大きな意味での財産管理をしているということなんです。省庁が縦割りになっているので、統合ができるのかどうかわかりませんが、もう少し併せてみたら、というのは国有財産の御説明を見ても、随分設計だとか、修繕だとか、間取りだとか、建築のスケジュールだとか書いてあるんです。もうちょっと併せてやったらもっと効率よく、例えば半分になるとか、半分というのは無理かもわかりませんが、3分の2になるとか、そういう工夫というものができる余地がないものかどうか。その辺はどうなんですか。

国土交通省 おっしゃるとおり、ある意味で業務として重なる部分がございます。この点につきましては、私どもも国有財産当局も一緒だと思うんですけれども、要するに一緒にやらないと進められないという状態でございます。現実問題としては地方のブロック機関の局で常に定期的に打ち合わせを持って、それで役割分担をしながら進めているというのが実態でございます。

資料の中で申しますと、16ページに「財務省が行なう使用調整等との連携」ということで、それぞれ役割を分担して、私どもは施設という観点から理財局に対しては技術的な支援協力を実施しているという状態でございます。

委員 ということは、一体化した方がやりやすいということですか。そうではないんですか。

国土交通省 それぞれ、例えば私どもで言えば、地方整備局の一員としてまちづくり、地域づくりに貢献するという別の面がありますので、国有財産という意味での一緒というのと、地域づくりという意味での一緒というのと、いろんな一緒の中でどれが一番いいのかという判断はあると思います。

国土交通省 市とか国全体の営繕の調整機能はうちにあると思っています。余りよそのことをどうこう言うのはあれですけども。

その中で、かつて歴史的にもそうですけれども、大営繕部隊があちこちにいらしたことも事実です。郵政の部隊だとか、大学の部隊だとか、みんな独法になってしまいましたけれども、ですから、それぞれ調整される部隊ではあるけれども、そのボリュームのあるところは部隊を持ってやっておられるというところで、委員おっしゃるのは、それをどういうのが一番ベストな組合せなのか、小さいところはもうほとんど素人だけでやっておられると思います。それはもうほとんど我々に依存している。その組合せの問題は検討しなければいけないと思います。

委員 財務省の国有財産の方については、各省庁で管理しているものもあるんだという話なんですけど、これはここの営繕の方は全部やっているわけですか。

国土交通省 通常の管理は、各省にやっていただいております。それに対する保全指導とか緊急時の点検とかは営繕が担当しております。

委員 そういう部分は各省にばらまいているところもあるわけですね。

国土交通省 各省の会計課のようなところで、建物係みたいなところはありますけれども、技術的な面でのノウハウはないものですから、私どもがサポートしております。

委員 8ページの「業務フローイメージ」というところで、真ん中のところに「意見書」とございますね。この意見書というものに、例えば営繕の大きな力が働いているわけですか。いろんな人的な。

国土交通省 はい。これが、ある意味で国の建築物全体についての責任を持つというのを、非常に端的に実現しているのがこの意見書制度でございます。各省が施設整備の要求をする前の段階で、すべてその中身について我々に提出していただいて、我々はその内容について、それが妥当であるか、高いのか、安いのか、広いのか、狭いのか、そういうことについて判断をして意見を言う、これが意見書制度で、業務的にも私どもの業務の中での2割とか、かなりの部分を占めていて、なおかつ全体を1つの統一的な視点で判断するという意味では、意義の大きい制度だというふうに考えております。

委員 このフロー図を、市役所の例で考えてみると、例えば一番左の「国の機関の長」というのを、福祉部門なら福祉部長というふうに置き換えてみる。それで、

当然どういう中身のものをつくろうかということで内部で議論します。それを今度は基本設計し、実施設計に移します。そういうものはみんなコンサルタントを含めて、そういうところで、そして実施設計ができたところで、例えば国土交通省というのが市役所で言うと総務ですか。いわゆる会計を持っているところで議論をします。これはどうだろうか。当然その中には、先ほど部長さんがおっしゃったように、1つの国の基準に基づく、いろんな意味で環境に配慮しているだとか、あるいはいろんなことを当然議論して、そしてそれを最終的には財務大臣というのは、市長査定なり、そういうところへ持っていくわけです。

そうすると、正直言いましてこの意見書の部分というのは、市役所ではないわけなんです。営繕計画書のところで、コンサルタントを含めているんなところでもう煮詰めてしまうわけです。そうすると、例えばおたくの方でおっしゃる意見書に相当大きな力を割いているというのは、ある面では先ほどおっしゃいましたように、いろんな規格に合っているとか、どうのこうのという、いろんな物差しに基づいてやるから、そこに物すごく大きなエネルギーや人がいる。だけれども、その前の段階でもある面では、私どもが担当のところであんなことをやっている。先ほどおっしゃいましたように、それぞれの省庁の方で、いろんなことを煮詰めてくるんじゃないでしょうか。例えば、こういうビルが欲しいと。

国土交通省 おっしゃるとおり、実は実態としては、その前の7ページの業務フローを見ていただきますと、営繕計画書というのは法律上の制度ですので、形の上でそれが担保されるということがございますけれども、実態といたしましては、その前の段階で国の施設の状況というのは、我々は実態調査で把握しております。各省庁ですと、自分のところしかわかりませんので、我々は全体を見て、どことどこを組み合わせると合同庁舎にした方がいいとか、そういうことを大きな意味での長期計画を考えて、各省と調整をして、その結果、計画が固まって営繕計画書になっていくということでございますので、今おっしゃった前の基本的なところを、これは私どもが各省と一緒にやって計画づくりをしている。その部分も併せて最終的に意見書という形でオーソライズがされるというふうに理解いただいた方がよろしいかと思えます。

国土交通省 計画書について意見するわけです。

委員 でも、その段階で終わっているのではないのでしょうか。

国土交通省 計画書が出ていくときに、意見が反映されていると。

国土交通省 議員会館の建て替えにちょうど着手したところですがけれども、営繕計画書として出た形、それに対する意見は、そのまますんなり通っているんですけども、実はその前の段階でいろんな議論がありまして、実はあれは衆参の両方でそれぞれ計画をつくってしまして、もともと3棟あって衆は2つだったんです。ですから、それが不便だということで、もともと100メートルぐらいのすごい議員会

館の計画をしておりまして、私ども景観法の審議とかをやっておりまして、少なくとも国会議事堂より高いものがどんと後ろにあるというのは問題があるということで、かなりいろんな調整をして、議事堂より低い3棟構成の案に落ち着いておりますけれども、そういった意味ではその前の段階でかなり調整が入っているというのが実態でございます。

委員 そうしますと、先ほど設計とかいろんなものはみんな外部で民間委託しているとおっしゃっていると、どうしてもここでつじつまが合わなくなってくるんです。

国土交通省 ですから、それはあくまでも設計を外部に出すための設計条件、発注条件、整備条件、それを固めるということが、まさにそれより上の川上段階での計画の中身で、その部分をやっていて、それが固まれば後はもう設計事務所が設計をしていただくということに結び付いているわけで、あくまでもそれをどんなものを、例えばどういう面積で、どういう機能でということを決めるのが、その前の段階でまさにそれが我々国の役割だというふうに考えてございまして、それに従って、具体的にどのような建物を、どのような材料を使って、どのような形でというのは、設計事務所が行うということで考えております。

委員 委員が冒頭におっしゃったように、やはり作業中というのは、この時点で非常に残念なんですね。それで、御説明を聞いていて、ちょっと言葉がきついかもしれませんが、この営繕だけに関わらないかもしれませんけれども、国家公務員でなければこの業務はだめなんだという確固たる信念というか、前提を持って検討されているような印象を受けます。しかし、失礼ですけれども、そうではなくて、我々はこれまでの公務の範囲というものを国家公務員以外でできないのかどうか、それと公務のやり方を合理化するために、国家公務員という形ではなくて考えられないのかということで、この見直しをやっているわけです。

ですから、そういうことからすると、委員がちょっとおっしゃったように、国家公務員でなければという形で、この部分の作業も、みんな国家公務員でなければだめだから作業中になってしまっているんでしょうけれども、もう時間がないんですから本当に喫緊の問題ですよということを一言申し上げた上で、保全業務支援システム、これは稼働して1年ということですが、例えば5年間でこれから200人の定員を、どういう形で減らしていくことができるのかという一種のシミュレーションをしながら、具体的な純減数を出していただきたい。

あとやはりこの営繕のというのは、前の財務省の方にもあったんですけども、技術的な部分での実施業務も結構多いわけです。それは官邸も含めてたくさんものがあるんですけども、そういうものは本当に国家公務員でなければだめなのかどうか、その技術的な部分の中で、もうちょっと公務員でなくてもできるものがあるのではないかと、本当に精査していただきたいと思います。

とにかく早急に具体的な純減の数をお示しいただいて、その数がどういうもので、その内容がどういうものかということによって、我々はまたさらなる議論ができると思うので、よろしくお願ひしたいと思います。

国土交通省 今、保全の話が出ておりますけれども、今、我々が保全指導業務を具体的に積み上げというか、実態がありますので、その中でこのシステムが改良されて、稼働されて普及したら、この部分はなくなりそうだとということがございますので、そこをそちらに代替するという積み上げ作業を行うということで、数を精査してというところがございます。

委員 今の純減の数という話ですが、私もこの場に出てきていないというのは、大変残念だと思います。

先ほど、平均的に言われている5年間の数字が出ましたが、ここにヒアリングで選ばれているということは、平均のパーセントよりもっと削減しなければいけないところだとして選ばれて、今、ヒアリングの対象になっているわけです。そういう観点から数字を出してきていただかないと意味がないということになりますので、そこら辺をよく考えていただきたいと思います。

先ほど財務省の国有財産との仕切りの話がありましたが、あちらは空きスペースがどうだとか、効率化とか、そういう話が入りますが、こちらは技術的な調整というふうに考えてよろしいですね。

となると、財産の使い方を効率化していこうという観点が、ここでは入ってこないで、やはり技術的な基準というような話になるので、そうするとここの全体の我が国としての行革の流れの中で、ここに割く人員というのはそんなに多い必要はないのではないかというのが、国民の総意の意見ではないかと思ひます。

さらに国家公務員でやる必要もないものが多いのではないかという話になりますので、どういう形で持っていくかですが、法律があるからというのはわかりますが、しかし技術的な話ですし、民間ビルに入居していただろうがないわけですから、どこまでやらなければいけないかという問題だと思います。そういう意味では業務量はもっと減らしていくべきだと思うので、となると独法か、あるいは民間委託であれば、民間委託としてもっと数字を大づかみのものをたくさん出していただくということでもよいのかもしれませんが、ともかく積極的に、時間もないので早く御検討いただきたいと思ひます。

国土交通省 今の認識は持っております。

座長 更に認識をしていただきたいと思ひます。

委員 同様のことになるんですけれども、官庁営繕の業務は、国として必要な企画・立案・調整業務というふうに書いてございますけれども、お話を伺っている限りでは、かなり技術的な観点に基づいて指導等の実施業務をするというところが大層を占めているのではないかと。そういうふうに見ますと、ある程度一定のきちん

としたマニュアルとか、基準とか、そういうものをそろえておけば、それを例えば民間委託するとか、または非公務員型の独法になるという形にして、それを行政として制度的に見ていくというやり方で、相当行政改革が可能なのではないか。

先ほどからいろいろ御指摘ありますけれども、やはりここは国としての間接部門であるということで、一番行政改革が必要な分野ではないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

国土交通省　そういう視点で作業を進めておりまして、更に委託できるものも積み上げております。

国土交通省　おっしゃることはよくわかって、そのつもりで作業しますけれども、例えば官庁営繕部が全くないと、つまりインハウスに何らかの管理部門がないと、どこまでできるかという議論はあると思っておりますけれども、やれアスベストが大変だといったときに、民間に頼めばだれか来てくれて、それなりの診断をしてくれということだと思いますけれども、それをどう判断するかというところで、ある程度の最低の内部組織みたいなもの、あるいは相互に調整する機能というのは、どこが最適かということをこれから。

座長　一番最適かどうかということが問題です。

国土交通省　そのボリュームがどうかという話はあるかもしれませんが、今、冒頭に申し上げましたように、今の国の機関の建物は5,000万平米を超えておりますし、最近では公共工事量が減っておりますので、1兆円は切っておりますけれども、国の投資は施設整備だけでも数千億、保全も数千億かかっておりますので、その部分をどのように効率的、健全にやっていくかというのも、それなりの役割があるのではないかと、我々は認識しております。

委員　今のお話、機能論としてはわかるんです。ただ、どうしても説得力がないのは、国の行政の中の間接機能ですね。それがなぜ国家公務員というポジションが絶対必要なのか。ある程度の、先ほど言われたようなコアの部分はあるのかもしれないんです。それが全くないというつもりはないのですけれども、なぜ国家公務員である必要があるのか、先ほどの衆参の調整もありましたけれども、それは受ける方もきちっとした認識の中でやればいいだけの話であって、権力行為とかそういうものには該当してないわけですから、その説明で言うと国家公務員であるということが根拠づけることは非常に薄いということ。それから、現実の流れで言うと、国立大学も法人化したわけですが、ここにも文部科学省の営繕部門があって、施設をこうしますと、予算要求をして、それでいろいろ指摘を行うと。この全体の流れの中で、本当に国有財産を有効活用するための人的配分として、営繕だけではなくてその全体として、今までの機能とほとんど同じにこれだけの形をとってチェックをしてやっていく必然性があるかどうか。

それから、アスベストの問題などを見ても、それは個別に真剣にやりますね。基

準を示していただいて、大学などでも全校舎をやって、それで完全かどうかとやるわけですから、そういうことからいくとその全体の流れの中で、本当に営繕という機能の中でどこまで必要なんですかと。国家公務員というポジションが、独法になったからといってその機能が発揮できないんですかということについては、もう少し説明をきちっとしていただかないとなかなか理解できないと思います。

委員 私も同じことなんですけれども、付け加えて言うと、民間企業ではこういうある程度の規模の、財産をたくさん持っているところは、営繕なり財産管理については別の子会社をつくって、そこで集中的に管理しているんです。

当然、企画・立案は本社でやっているんでしょうけれども、実質的には子会社でやっているわけです。資産は本社しか持っていないところは別として、大きなところは全部子会社でやっているということで、何も親会社、本社に持っていなければいけないのではないのか。つまり中央省庁に持っていなくても、子会社方式、今の独立行政法人も一種の子会社と考えれば、独立行政法人でもやれる部分があるのではないかと思うので、これはここの営繕だけではなくて、国有財産も同じなんですけれども、それの方がより効率的にやるし、透明性もあるというような気がいたします。

座長 よろしいですか。わからないことが1つあるんですが、例えば民間に貸ビル業者というのがたくさんあるわけです。いいビルをつくっていますよ。アスベストの問題ありませんよ。そことどういうふうに違うんですか。家賃取らないだけですか。

国土交通省 全部貸ビルでいいではないかということですか。

座長 貸ビル業者がいるでしょう。そうした民間の業者の行う業務との差異はどこにあるのですか。

国土交通省 おっしゃっているのは、我々が設計をやっているということではありませんので。

座長 設計をやっているとかではなくて、建物を建てると、それを民間の場合には賃貸しをし、それで営繕をやりというのと、どこがどう違うのか。先ほど委員がおっしゃったけれども、独立行政法人はぴったりだということのと。

国土交通省 そもそもやっている事柄の技術的性格がどこにでもあると言いますか。うちも1級建築士の塊ですから、技術的基盤としては建築技術で、それはあるいは多少電気設備がいろいろありますけれども、建物までに移る技術ですから、それはうちの営繕部が日本の中で特別な技術を、あるかもしれませんけれども、そういうことではないかもしれない。たまに変わったものをつくりますので、あるかもしれませんけれども、それはおっしゃるとおりだと思います。

国土交通省 一番大きな違いは、先ほど国立大学法人の話もありましたけれども、国の各省庁だけではなくて、国会とか裁判所も含めまして、すべての国家機関の建

設設備についてコントロールしているということで、それを受けて個々の施設管理者の方は、それぞれ自分たちのニーズもありますけれども、例えば贅沢にする気持ちもあります。そういったところを標準を取りながら、また技術的な面でもきちっと見ながら統括をしていくという意味で、そこに責任を持っていると。

アスベストにつきましても、個々の管理者は責任があるんですけども、全体について今まで蓄積されたノウハウでもって早急に点検して対策を講じるという辺りの統括機能とか、例えば地球環境の問題で官邸の主導の下で我々も協力しながら全省的にCO₂の削減のためにどうするべきかというところを、これは各省はなかなかノウハウがないものですから、営繕が技術協力しながらやっていると、国家機関の建築全体についてコントロールするという役割があると考えております。

事務局 座長の御質問は、まさに今の思想は、例えばPFI法がありますね。機能がちゃんとオフィスとして、官邸とかそういうところは別なんでしょうけれども、あるいは刑務所として機能がちゃんと果たされればいいんです。別に持っていなくてもいいんです。こういうのが今の思想でして、それは借りてもいいし、あるいはPFIのようなケースでやってもいいし、ただし機能がちゃんと充足されればいいんです。

国土交通省 その機能を。

事務局 ですから、別に持っていなくてもいいんです。全部がPFIになると営繕部は要らないんですね。もちろんそれを監督するごく一部の業務は要るけれども。

国土交通省 PFIの場合も、条件設定のところと同じようなことをやっていますので。

委員 やはり幾ら聞いても、なぜ国家公務員である必要があるかわからない。内部管理ですから、ある意味で言うと国の職員であるということで、同じ霞が関なり霞が関の職員であるということであればよいので、だからといって国家公務員でなければならないという必然性というのがやはりわからないんです。

国土交通省 委員がおっしゃることは、実は私はよくわかるんですけども、例えばそういう機能は内部管理人事とか、給料を計算して払うとか、ものを買うとか、実はいっぱいあるんじゃないでしょうか。

委員 そうです。それ全体を見ていかなければいけない。

国土交通省 今は歴史的にずっと何となく職員がやってきたと。それを職員だけでいいではないかということ、どんどん今、アウトソーシングしていますけれども、ではどこまでが、人事課長も頼んでいいかということ、そうはいかないかもしれないけれども。

委員 そうやって話を飛ばすから議論が極端になるので、そういう部分があるのはたしかです。

委員 結局、私が聞いていてわからないのは、座長もおっしゃった点なんですけ

れども、対象は8万棟あると、5,000万平米だと、これが我々の想像力と違う、つまり具体的に想像できないので、民間会社のアナロジーで議論できないところがあるのではないかと思うんです。それを明らかにするためには、今の1,194人というのは、この全体の業務、8万棟と5,000万平米の営繕に係る全体の業務の、多分管理的な部分をやっていると思うんです。これは全体の業務の何%ぐらいなんですか。

だから、今まで我々が議論しているのは、企画・立案とその執行というのが1つの区分けだとした場合に、このすべての業務というのは大体年間何人でやっているのか、あるいはお金で言ったら、予算でトータルで幾ら国家の営繕にかかっている、そのうち直接官庁営繕部で使っているのが幾らかとか、つまりウェイトを知りたいんです。

国土交通省 私ども約1,200人のうち、冒頭申し上げた上の4つの指導業務。

委員 そうではなしに、8万棟の営繕に何人、年間何億円かかっているんだということですか。

つまり、仕事の対象は8万棟だというのは聞いたんだけど、それは想像を絶する数で、多分地所もそんな持ってないから、そうするとやはりわかりやすいのは年間幾ら営繕費がかかって、それを指導しているわけでしょう。だから、指導対象の金額は幾らか、何人か、それは営繕を具体的にやっているのは役人がやっているわけではないでしょう。

つまり、何を対象に仕事をやっているのかがよく分からない。

国土交通省 わかりました。民間に委託しているものも含めて、トータルでどれだけマンパワーとお金がかかっているかと。

委員 そうです。それに対してどういう位置づけのお仕事をやっているかということなんです。そういうのがわからなければ普通仕事はやりませんね。

国土交通省 そういう意味では、最近すごくシュリンクしていますけれども、約3,000億円が整備の費用でございます。これ全体に対して、先ほどの指導調整業務をしているということでございます。これは前は1兆円を超えてございました。

委員 それは営繕費ですね。それを1,200人が管理しているというふうに理解したらいいわけですね。

国土交通省 はい。それは整備の部分ですね。そのほかに、維持管理の部分があります。

委員 それも仕事でしょう。

国土交通省 はい。保全修繕で、これも同じような金額です。

委員 つまりこうやっているんなフローを見てもわからないんです。だから、何を対象にしているか、8万棟だと、それは何人のマンパワーをかけてこういう仕事をやっているんだと。意見書と計画書という書類だけではないわけでしょう。もっと具体的なことをやっていて、その中の何をやっているかというのがないと、何を

削減していけばいいかというイメージがみんな違うと思うんです。

委員 今の点に追加をして、例えば8万棟の中には、大学の施設も入っているんですか。

国土交通省 大学の施設は入っておりません。

委員 それは文部科学省の方だから。

委員 それはわかるんですけども、ただ実際の行動様式でいくと、予算要求をして、この施設でいいかどうかとか、そちらからチェックが入るわけですね。

国土交通省 独立行政法人については、私どもはチェックしておりません。

委員 文部科学省に上がって行って、そこからやるでしょう。営繕全体で、国有財産全体について、この業務、つまり国有財産の管理、営繕ということに関わっている人数が全体で何人いて、それで部局としてそのうちここだということがわかる。さっきからのコアの部分なのか何なのかという疑問に対して非常に説得力があります。

国土交通省 そういう意味では、大学とか病院は独立行政法人化されていまして、それは国家機関の建築の中に含まれません。

委員 私が申し上げたいのは建築費ではなくて人なんです。実際にやっていると、そういうところで営繕とかの話というのは、独立行政法人については運営費交付金で出てくるし、施設関係は補助金で出てくるわけですから、実際の全体でいくとそれは一体化して今、整備しているわけです。だから、金額ベースでみると、その方が母数が増えるではないですか。

国土交通省 それは、多分非常に小さい割合ではないかと直観的に思います。

委員 それが、営繕全体、財産管理全体として我々としては効率化ができるのかどうなのかというのが根本的な問題なので、そのこの全体像が見えないと、逆にそちらにシフトしてしまうという結果になるのかもしれない。

国土交通省 今おっしゃっている話は、国家機関5,200万平米について、我々1,200人で指導監督しているということと。このほかに国家公務員として、その業務に携わっている人がどのぐらいいるかという観点でございましょうか。

委員 予算で入っているんですから、施設整備に対しては補助金として入ってくるわけですから、運営費交付金としてではないわけですから、そうするとそれに対する担保を取っているはずでしょう。

国土交通省 国立大学とか国立病院とか、独法化した時点で外れて。

委員 それはわかっています。ただ、實際上我々はやっているんですよ。

国土交通省 ですから、それは国立大学法人の中で一環して営繕もやっているということ。

委員 指導はしてないわけですか。

国土交通省 指導はしていません。

委員 ですから、あなた方の仕事はどこが対象で、あなた方の指導を受けている人は何人いてとか、そういうことがわからないとわからないんです。

委員 そうですね。どういう業務があって、その業務量がどうで、それに対してどれくらいですかというような、それを工夫すればこうなりますというようなものを出していただければいいと思います。

委員 縦割りで説明するのではなくて、財産全体として我々は意識しているわけだから、そこで皆さんの業務はどこにあるのかということの説明しないと、皆さんが全部を抱えているように見えてしまうでしょう。

座長 もう一回やりましょう。

委員 国立大学が関与しているのはわかっているんですよ。だけれども、実際問題としては国民から見れば国有財産に見えているわけでしょう。

国土交通省 そういう意味です。税金が入っているという意味です。

委員 次にまとめていただきますしょう。

座長 そうですね。時間も迫っていますので、だけれども、今、具体数が出ていないというのは、非常に問題だと思うんです。というのは、これはいつでもいいと言っているわけではないですから、数字が出てこなければまずい。

それから、私たちの考え方があるわけですがけれども、自分のところのコストというのは、自分で立証責任が本当はあるんですね。どことどう比べて、このぐらいの職員数は必要だし、効率よくやっているんですよということについての立証責任があるんです。ですから、どのぐらい人数が削減できるか。それから、独立行政法人化も、そんなに無理な話ではないなという認識を持ってありますし、委員からいろんな意見が出ていますけれども、その辺を踏まえて、先ほど委員の御意見の問題ですとか、それについて事務局に御回答を願いたいと思います。

それから、必要に応じ、もう一遍ヒアリングをさせていただきたいと思います。決着がつかないということであればヒアリングをさせていただくということで、よろしく御検討のほどお願いします。

(国土交通省官庁営繕関係者退室)

(休憩)

(国土交通省国土地理院関係者入室)

座長 それでは、会議を再開いたします。国土地理院関係について、国土交通省からヒアリングを行います。見直しの結果、どのような根拠に基づいて最低何人の定員が必要なのか、現状から見て何人の削減が可能なのかについてポイントを10分以内で御説明をお願いしたいと思います。

国土交通省 行政減量・効率化に向けた取組につきましては、国土地理院の業務が真に国が行うべき業務であるか。国家公務員を当てるべき業務であるか等につきまして、院内の各部署を交え議論を重ね、併せて業務の削減、新技術の導入による

合理化、業務の委託化の拡充、独立行政法人化等の観点から検討してきているところであります。

まだまだ確たる結論を得るに至っておりませんが、本日はこれまでの検討状況を御説明させていただきます。

本日、国土地理院の業務の行政減量・効率化に関しまして申し上げたいことは、国土地理院の業務は国家行政の基礎となる業務であるということ。

各業務は相互に密接に関連しているということ。

我が国の統一された測量の技術を管理するため、中立性が強く求められることから、その業務を行う者は国家公務員の身分を持つことが適当と考えていること。

したがいまして、国土地理院を独立行政法人とするよりも、国の機関として活動していくことがより適当なのではないかと考えていること。

以上であります。

もとより、行政減量・効率化の推進につきましては、国土地理院といたしましても最大限努力していく所存であります。国土地理院は定員 800 人にも満たない組織で、国際的にも活動しつつ、全国土を対象とした業務を行いながら、これまでも削れるところは削ってきております。

一方で、GIS、地理情報システム施策の推進や災害対応などの増加する行政需要により、所掌する業務量は増える傾向にあると考えております。今後につきましては、新しい行政需要の増大に的確かつ迅速に対応しなければなりません。人員の再配置による効率化、所掌業務全体の効率化を更に推進するなどの取組を通じ、より効率的な業務執行体制への移行を進めるべく引き続き鋭意検討中です。

平成 17 年度末における国土地理院の定員は 797 名です。うち本院には 562 名、地方測量部等には 235 名おります。

資料 3 の 4 ページをご覧くださいと思います。ここにお示ししましたとおり、国土地理院の仕事、業務を大きくくりこみに 4 つにまとめております。

それぞれの要員の割合を申し上げますと、真ん中にあります「国土の位置・形状を規定し、国内外に提示」する業務に約 4 割、上にあります「地理情報の共有化・高度利用を推進」する業務に約 1.5 割、右下にあります「防災のため国土の状態を把握し、災害等の危機に対応」する業務に約 1.5 割、左下にあります「公共測量を指導・調整」する業務に約 1 割の職員が関わっている状況となっております。また、内部管理業務に約 2 割の職員が携わっております。

これらの業務は、真ん中の国土の位置・形状を規定し、国内外に提示する業務と、これを基盤としまして、相互に密接に関連しております。

例えば、国土の位置・形状を規定する業務として、国土地理院は測量を行い地図を作成し、それらの測量成果を公表しているわけですが、将来に向けた施策としてデジタル技術による情報共有や高度利用を目指しておりまして、これらが上の方の

地理情報の共有化、高度利用を推進する業務と密接に関連しております。

なお、現地での測量作業等につきましては、新しい測量で技術を確立する前のものなどを除きまして、外部委託できる業務は既に外部に委託しておるところであります。

また、地方測量部などの出先機関の内部管理業務につきましては、本院での集中管理やIT化を図ることにより、減量・効率化を図る方向で検討しているところでもあります。

さて、国土地理院を独立行政法人化することの是非について考えてみますと、まず始めに国土の位置・形状を規定し、国内外に提示する業務に関しましては、国内に向けては、土地の測量や地図の作成に基準を与えるとともに、それらの成果を認証するということがあります。国外に向けては、我が国の領土を明示ということがあります。諸外国においても国の測量機関が携わっていることなどから、国として責任を持った行政の遂行や諸外国との協力、あるいは協議を進める上でも国の機関として行う方がより円滑に進められるものと考えております。

2番目に、地理情報の共有化、高度利用を推進する業務ですが、現在政府が強力に推進している電子政府の実現に向けて非常に重要な要素でありまして、国土地理院はその中核となってGIS、地理情報システムに関する次期計画の策定に携わっておりまして、国としての施策の推進を考えますと、国の機関や地方公共団体を適切に誘導する上でも、国土地理院は国の機関としての立場の方がより適当であるとと考えております。

3番目に、防災のため国土の状態を把握し、災害等の危機に対応する業務ですが、安全・安心な暮らしの確保のために、国自らが行うべき重要な役割と考えております。職員の高い使命感や責任感が必要で、被災した国民に国自らが活動しているという安心感を与えるためにも、国家公務員の身分を持って活動する方がより効果的であるとと考えております。4番目の公共測量を指導・調整する業務に関しましては、測量法に基づいて、国の機関や地方公共団体が行う測量や地図作成について、位置の基準に基づいて正確な測量成果が得られるようにしていただいたり、測量成果を相互に利用して、測量の重複を排除するという一方で、正確な測量成果を効率的、経済的に得るといふ測量制度の維持のために、高い中立性と公平性を必要とする業務であることから、国自らが行うことが適当であるとと考えております。

国土地理院におきまして、今回業務の見直しを行ってきた過程において、多くの職員が国土地理院の業務の重要性を再認識するとともに、国家公務員としてのモラルや高い志気を持って業務に当たることを改めて決意しているところでもあります。

また、国土地理院を諸外国の同様の責務を持つ国家機関と比較してみますと、国土が変動し続け、地震や火山噴火等の災害が近年多発化している我が国の状況にあって、またGIS、地理情報システムの推進のような、政府の政策に沿った活動領

域が広がっている中で、業務量が増加傾向にあることを考えますと、むしろ効率的、効果的に業務を遂行していると言えるのではないかと考えております。

しかしながら、始めに申し上げましたとおり、業務の削減、新技術の導入により合理化、業務の委託の拡充等により、行政の減量・効率化について最大限努力し、計画的に定員の純減を進めていく所存でありますので、よろしく御理解を賜りたいと存じます。

座長 それでは、委員の皆様方から御意見・御質問を頂戴したいと思います。

委員 ただ今お話を聞きまして、報告に対する私の感想を1点申し上げたいのですが、具体的な純減数の数字の明示が全然なされてない。いわゆるゼロ回答というふうに私は受け取ったわけですが、今この有識者会議でやっている総人件費改善というテーマに対して、私の受け止め方では、全然協力する考え方がないと、今までの組織の役割というものについては改善の余地はないんだというふうに受け止めるを得ないのですが、そういう判断でよろしいでしょうか。

国土交通省 いいえ、先ほど申しましたように、資料の24ページをご覧いただきたいと思いますが、これまでも最盛期は1,000人を超えておりましたが、この間、人員の削減を努力してまいりました。今年度も更に9人減っておりますけれども、このように最善の努力は引き続きやってまいるつもりであります。先ほど申しましたように、いろんな新しい施策等で、非常に業務が増えていくことがありまして、そういったことへの対応ということを考えますと、そちらの方も配慮しなければいけないという状況で、今回削減の要請を受けまして、本当にお応えしなければいけないのももちろん努力してまいりますが、正直言って非常にいろんな需要に応えるのに苦慮している状況でありまして、もちろん協力するようにこれからも鋭意検討してまいるつもりであります。

委員 私は、やはり今日組織図も示していただいていますし、今日の発表の例と比較して言うと、財務省なんかは自ら姿勢を示そうとしているのではないかと私はそう評価をしました。それに比べると、御説明がとにかくわからない。意識改革とかスタンスという、非常に民間で抽象的なんです、私としてはずばり測量法の改正等の企画・立案のようなところ以外は、もう全部独法に譲ったらいけないかということをおもっております。

委員 今まで努力してきたというふうにおっしゃってはいるんですが、例えば、24ページの今の御説明の昭和42年から平成17年までの定員の推移を見ますと、22%の削減と書いてあります。業務量が増えたということも事実でしょうけれども、42年というのは実は私が大学に入学した年でして、そのときというのは、まだあらゆるものがコピーも青焼きとかがり版の世界なんです。そこから業務量が増えたことはそうなんですけれども、22%削減したと言われても、どうも納得できないんです。本当に効率化されているのかどうかというのがわからない。

それから、別にいただいた組織図を見ますと、ここで20%が間接部門という説明がありましたけれども、総務、人事、会計、管財、厚生、広報、公聴、政策調整、そんなに20%も、800人のうちの113名が総務に要るのかどうか、そういうものを見ると、どうもそれほどシビアに効率化されたようには見えないんです。中身はわかりませんから、されているかもわかりませんが。

例えば、行刑施設、刑務所ですね。あれはいろんなデータを出していただいて、本当に有給休暇も取れないという状況である、それがいいかどうかは別ですよ。異常だと思しますので、それはよくないのですが、そういうつまりぎりぎりまでやられていて、それにしてもまだPFIなどでもっと合理化できるのではないかということをお願いしているわけです。

そういうものから見ると、これはいかにも効率化していないことを立証していただいたように思うので、余りにも、もちろんまだこれから検討中なのかどうかわかりませんが、どの程度の数字が最終的に出てくるのかわかりませんが、やはり相当大幅に人員削減ができるのではないかというふうに、これを見て思っておりますが、それはいかがですか。

国土交通省 国土地理院の仕事というのは、我々の沿革をたどりますと、明治政府ができたときに、既に前身があります。その前を見ますと、伊能忠敬のものがちょうど200年前なんです、それをやってきております。それで明治政府ができて、国土を把握するというのは非常に重要な業務でした。当時の国家予算からすれば相当なものを使ってやってきていると思います。

それが一段落して、その後戦争前のいろんな状況があって、戦争費が非常に膨大になったわけですが、戦後国土地理院になりまして、戦後の復興に非常に地図が重要だということでやってきました。

そういうものを持ち切るために、測量業界というものが発達しまして、我々が行う実際の仕事は。

座長 伊能忠敬もいいですけども、もうちょっと簡潔に説明をしていただきたいと思います。

国土交通省 わかりました。戦後のそういう時期を経て、一応一段落してきたわけですが、今、実はこういう情報のデジタル化の時代になりまして、非常にやることが増えている時代を迎えているものですから、そういうことで非常にきちんとお答えできなくて申し訳ないんですが、そういう中で何とかやり繰りしてやっていると検討しておるところであります。

委員 もうよけいなことを言う必要はないのかもわかりませんが、何とかやり繰りしているほどの緊迫感が感じられないんです。どうもこのデータを見る範囲内では、今までの御説明を聞く範囲内では、そんな迫力のある資料になってないんです。もし本当にそうならば、そういうデータをしっかりつくっていただいて、示してい

ただければまだ納得できるんですけども、この程度のデータで、今おっしゃったような緊迫感のあるような資料にはなっていないと思いますので、もしそれだったら説明をしっかりとさせていただきたいと思います。

国土交通省 先ほどの4ページの図で、地理情報の共有化、高度化の推進とくくったものなんですけど、資料の13ページにそれを少し書いてありますが、今まで地図が紙の地図だったわけです。行政の中でもほとんどの地図が紙だったわけです。今、電子政府を推進するということを内閣官房が率先してなさっておるわけですが、それを本当にやろうとすると、行政のいろんな文書というのは位置に関係しているんです。これを効率的にみんなが重ね合うようにするということは非常に難しいんですが、単に技術的なことではなくて、それこそ自治体の方々の仕事から全部体系立ってやっていく必要があります。

そういうことで、実は今もちょうどGISの推進計画の切れ目で、次のものを今つくっているんですけど、非常にみんな勢力を割いて、できるだけいいものをつくろうと。我々だけではもちろんできません。我々は皆さんにやっていただく国の機関、地方公共団体にやっていただかなければいけませんので、現状がどうなっているか、どうやって皆さんがやっていくインセンティブみたいなものを与えるか、そんな仕組みみたいなものまで含めて、それは日ごろから実情をわかるような組織にしていますので、そういうものをくみ上げて新しい計画をつくろうということで、非常に今、忙しく作業しております。そういうものができると、また実際に各自治体、あるいは国の機関にやっていただくように指導していかなければいけませんので、そういうことでもちょうど今、測量行政という中でも非常に節目の時期と思っています。これがうまくいくかいかないかというのは、行政全体の減量効率化につながるとしているんです。いろんな部局で重なっているものを、本当に共通に使えるようにする。それがまさにこの会議で皆さんが目標とされていることと合っています。

委員 国土地理院の関係の仕事を国がやるべきということと、国家公務員がやるべきということとは、やはり峻別して考えるべきだと思うんです。

今お話を伺っていても、やはり測量とか、観測とか、地理情報の提供なんかに関する研究とか、技術開発とか、そういう意味で非常に企画・立案という部分は少なく、ある程度成果の評価とか、そういったものがある基準を設ければきちんとできるというような性質のものではないかという印象を受けます。

そうすると、独立行政法人というのは、中期目標とかそういったものをしっかり決めて、それに向かってきちんとした成果を出していくというような、比較的裁量の少ない仕事でも、しっかり国の仕事としてやる仕組みになっておりますので、国土地理院の仕事もそういった独立行政法人化ということを真剣に検討できる業務ではないかという印象を受けました。

座長 いかがですか。コンパクトに説明してください。

国土交通省 独立しておりますので、国土地理院はよく特別な機関ということと言われるんですが、一番根本的なものは、我々の国土を明示して、対外的にも主張するわけです。先週もウィーンで国連の地名の会議がありました。皆さんも御承知だと思いますが、日本海の問題とか、竹島の問題とかが出てきまして応酬がありました。当然、国土地理院の人間を送っております、そこでやっています。そういうことがあるということです。

それから、先ほど委員がおっしゃった、測量法の改正云々ということなんですが、これは皆さんから見ると法律がわかっている、それだけでできるというふうにお思いかもしれませんが、測量法というのはかなり技術的な内容が非常に多いです。実は先般、測量法を改正したときは、世界測地系というものを導入しました。これは、御承知のようにGPSが世の中に出てきて、それを一般の市民の方も使うようになって混乱があってははいけませんので、我々はそれをやりました。国土地理院というのは、ずっと前からGPSについて取り組んできています。

ですから、実際のいろんな作業で使いつつ、それからいろんな技術開発をしつつ、そういったことが法改正に生きています。実際にはそういうものを担当した人間が法改正のときに担当するんです。800弱なんですけれども、要するに企画・立案、法律改正みたいなものは、当然国土地理院にもあるんですが、そういうものをちゃんとやるためにも、いろんな部局と連携してないとそれができないんです。単に知識だけでできるというものではないです。測量法の施行令の中でも、技術面がいっぱい出てきていますので、済みません。

座長 わかりました。大変熱弁をふるっていただいて。

委員 今のと関連いたしますので、国土地理院のやってらっしゃる業務は必要だというのはわかるのです。それは先ほどの営繕の業務量自身をとというのは話がちょっと違って、業務はやらなければいけないものとしてあるのだと思いますが、先ほどから技術的という話が何度も出てきておりますが、こういうある程度やらなければいけない業務が決まっていて、あとはそのやり方をいかに効率的にしなければいけないかという辺りというのは、非常に独法になじむと思うのです。まさに仕事ははっきりしていますので、技術的にさまざまな工夫をしながらやっていくというところで、これはまさに非公務員型独法に仕事としてなじむと思います。

国際会議というのは、ほかの独法でもいつも同じようなことを言われていますけれども、これはもしそのとき必要ならば、国交省の職員の方が行けばいいでしょうと、もちろん独法の方も行けばできるというのは、もうほかの独法でも同じです。

それから、認証というお話がございますが、独法は明確に法律上の根拠によって法人がつくられて、こういうことをやるというふういきちんと法律上位置づけされますので、認証を与えるためにも、必ずしも国でなければいけないという話にはな

らないのではないかと思いますので、測量法の改正等の企画・立案というのは別として、かなりの部分は必ずやらなければいけない仕事という形で、まさに独法でよろしいのではないのか、むしろそういうふうに検討していただければと思います。

座長 説明はちょっと待ってください。関連発言をお願いします。

委員 今回の関連で、独法化したときに、認証のために相当大規模な国家組織が必要になると書いているんですけども、そんなに大規模な国家組織が必要なのかというのが、後の資料を見てもどうしても理解できないんです。

3ページの(4)で、国土地理院が独法化されれば、基本図の整備が非効率になるとともに、測量制度が維持できず無秩序になる。これもわからないんです。なぜ、そうになってしまうのか。そこをちょっと説明していただけませんか。

座長 それでは、委員の意見に対して、どうぞ。

国土交通省 決まったことをやっているとおっしゃったんですが、決まってないんです。要は、先ほど伊能忠敬の話を出しましたが、国土をちゃんと把握するために、彼には基準点なんか置かなかったんです。明治になってそれを置きました。これも大変な決断だったんですが。

委員 そうではなくて、やらなければいけない仕事があるというお話をしているのです。むしろ独法にすると、やらなければいけない仕事が決まるから、仕事の量を本当に減らせるものについては、逆に独法にするとよくないという感じを持っているのです。

実態としてやり方は決まっていらないということであれば、自動的にやればよいという話ではないというのはわかります。それは測量法の改正なり、施行令の改正なり、規則の改正なりして基準をつくって、独法でやらせればよい。つまりやらなければいけない仕事というのは、必ずありますね。むしろ、やらなくてよいということにはならない仕事ですねというお話をしているだけです。

国土交通省 ですから、国の全体を押さえるのに、どういう方法でやっていくかということも変わっていくわけです。

委員 方法は変えていけばいいのです。こういう方法でやれと独法に言えばよいわけです。

国土交通省 ですけども、それだけ知識がなければ、そんなこと言えないでしょう。

委員 独法になると、できないのですか。

国土交通省 ですから、状況がわかっている人がいて、こうやって指示しなければできないと思うんです。

委員 ただ、国家公務員の方が企画・立案はなさるわけでしょう。

国土交通省 ですから、それができるためにこういう組織が要ると我々は思っているわけです。そこだけ切り離していかないだろうと。

委員 新しいことをやる場合は、中期目標や中期計画できちっと出していけばいいではないですか。

国土交通省 ですから、中期計画をつくったりするのにそういう知識が要ると思うんです。

国土交通省 まず、誤解はないと思いますけれども、実際に測量するとか、データをつくる作業は全部外注してあるわけです。地理院が測量をやっているわけではありません。ただ、やっていることは委員がおっしゃるように、専門的、技術的知見を、物理学ですけれども、それを背景にして実施しているので、それが独法にできるのではないかというお話だと思うんですが、それはさっきの営繕もそうですけれども、絶対理論的にできないと言うつもりはありませんが、政策論というそれまでなんですけれども、例えば日本の国はここまでですよというのを独法が言うべきことか、国が言うべきことか、あるいはそれは国が言うことにして、作業は独法にやらせればいいのかということかもしれません、その辺の政策論としてどちらが効率的かという議論をしているつもりなんです。

委員 そこは、専門技術の方が入って、その知見からいろいろ御意見を言っていただければいいのです。そんなに独法にしたから急に何が悪くなるという話ではない。独法制度はそういうものではないです。

座長 独法制度を否定なさっているわけですか。

国土交通省 そういうつもりはありません。

座長 でも、そういうふうに聞こえますね。

国土交通省 要するに、例えばさっきの対外的に領土を明示するということも、国の機関としてそういうものをつくっているということが、非常に本質的なんです。ですから、民間でつくった地図ということではないんです。国として一種の公文書的な意味があるということです。

委員 独法は民間ではありません。

国土交通省 ですけども、それは国の機関で最終的にオーソライズしないと、そこは対外的にまずいと思うんです。

座長 独法制度について理解をよくしてもらうように事務局から話を聞いてもらう必要があるのではないか。さもないと独法制度を否定されたのでは、では今までできた独法はどうなってしまおうんだということになりかねない。

委員 独法は、我々もやっているんですけども、例えば今、地理院がやっている、地震が起きたら活断層調査をやりますね。それは、防災科学研究所とか、産業技術総合研究所が実際に独法としてやっているわけですね。それは、つまり国家公務員ではないけれども、我々は独法は国家公務員ではないけれども、やはりそれなりのきちっとした信頼性とかそういうものを持ってきちっとやっているのだから、独法になることがそういう部分で全く変わってしまうということではないと思うんで

す。確かに地理院は地図をつくるという部分はあるけれども、私は細かくはわかりませんが、現実と同じ測量事務の中だって、地理院が直営でやるものと委託で実施しているものといろんなものが混在してあるわけでしょう。ということになると、何で独法では絶対なのかということが具体的な事実からしてもわからない。

だから、今おっしゃるように、本当に独法というものを誤解されているのではないかと思うんです。

委員 実は、国土地理院というのはすごく権威がある。先ほど伊能忠敬のお話から出ましたけれども、長い歴史の中で本当にすごい権威というか。今日、実は地図を持ってきたんですけれども、ここに国土地理院の認証ということをきちっと持っているんです。

それから、市町村が区画整理をやったときに、地理院長から審査書でOKですよという書類がくる。ですから、逆に言うとそれだけの歴史と同時に持っている制度というのは、物すごく権威があると。だったら私は、例えば800人弱のうちの、恐らく7割ぐらいが技術者だったら、実施業務的な云々だったら、今お話ございましたように、独法で十分その権威が位置づけられるのではないかと思います。

地図について公共測量の作業規程案とかいろいろなものをやって、国土地理院から承認をもらって、そして最後に認証をいただく。だから、それだけ権威があるわけなんです。権威があるということは、逆に言うとそれだけの積み重ねがあるなら、国家公務員でなければいけないということではないというふうに思いました。

座長 いかがですか。短くお願いします。

国土交通省 国土地理院の仕事というのは、今の権威があるということをおっしゃっていただいておりますが、国としてやはり国土の位置を、言わば物差しなんです。ですから、それを皆さんに守っていただくという。

座長 それを独法でやりなさいと言っているわけです。

国土交通省 ですけれども、それが国の機関でなければなかなかできないんです。

委員 同じことを言わなければいけないんだけれども、やはり独法というものについて、非常に否定的な考え方をしていると思うんですけれども、かけ引きかもしれないけれども、独法になった場合の支障を書いた内容を見ても、今、国土地理院は権威あるという委員からのお話だけれども、この最後なんかは、国及び国家公務員の権威の下に実行可能なものであるという書き方、このセンスというのは、今まで独法化かどうかというときに、これは強弱いろいろあるけれども、公権力の行使が絡むから独法化し、公務員化はいかぬというような理由を掲げた団体はいろいろあったけれども、「権威」という言葉を出してきた人たちは初めてですね。公務員という権威の下にやらなければ。これは全然公権力の強制的行使でも何でもなし話のはずなのに、この言葉一つだけ読んで、やはり事務局から独法の講義を改めてしてもらった方がいいのかなと思うぐらいです。

事務局 仮に独法ができて、その独法の理事長に国土地理院長がなったときに、その独法には仕事は任せられませんか。今のスタッフを全部引き入れてやる。それでもだめですか。

国土交通省 やはり今の国家基準点にしても、地図にしても、どうやってできているかということを考えますと、基準点一つにしても、国がやっている。

事務局 運営の能力ではなくて、権力を持っている人がやる必要があるであれば、例えば私が院長になればできるわけですか。

国土交通省 ですけども、国の機関でなければ、今、地理院がやっているような仕事をスムーズにやれないだろうと思っているわけです。

事務局 これはちょっと議論になりませんね。

国土交通省 国際的にもそうですし、国内的にもそうだと思っております。

座長 これ以上議論してもね。どうぞ。

委員 これは、私は本質的な問題だと思うんです。やはり独法の制度自体がものすごく単純明解で、第三者にも評価できるということが一番適切なんです。国土の軸がちょっとずれて、国境紛争だとかいう問題の場合にどうだとか、外から単純明解に業務の効率化という尺度だけで評価できるかどうかなんです。それがまず独法にすべきかどうかですね。確かに業務のロットとしては分かれているんですけども、私が見えないのは、なぜこれが国土交通省にあるかということもよくわからないんです。防衛庁であったっていいし、そういう国もあると思うんです。

ですから、まずこの業務が何のためかという、先ほどあらゆる行政の基盤だとおっしゃったんだけど、そういうことの位置づけからいかないと、単純に効率化のために独法だというのは、私は違うんだと思うんです。あるいは職員のインセンティブのために独法化なさるところもあるんだけど、これは我々はかなり真剣に議論すべきもので、単純に独法だからいいんだとか、あるいは公務員の定数削減につながるんだということではないように思うんです。もう少し業務自体を位置づけることです。

それと、多分国土交通省がおっしゃっているのは、現場で培ったノウハウと基準づくりということの連続性の問題で、例えば失礼だけでも、今の事務局のかたが院長になってやっても、多分本省の企画・立案との関係というのはうまくいかないかもしれない。あるいは役人としてそういうことをやってもうまくいかないかもしれない。だから、かなりそういうノウハウみたいなものも要るんだと思うんです。

だから、我々は今これは政府の中にあるんですけども、それが効率的にできているかどうかとか、そういうこともやはり独法化以前に評価すべき問題だと思います。だから、単純に任せればいいということでもない。ただ、プレゼンテーションとして「権威」を持ってきたり、わざわざそういうことを言われなくても、おっしゃったようにみんなもわかっていることなんです。

やはり今のように国土、領土が大事な時期で、天災の問題とか、いろんな時期に、やはりもっと在り方自体をきちんと我々にわかるように御提示いただくことだと思います。

つまり、独法の評価委員会でこれを評価しようというのは難しいんです。国土軸がずれていて、ちょっとどこかの国となったとか、そういうことも含む問題だと思います。それに800人が必要かどうかということも問題でしょうけれども。

座長 わからないのは、国家公務員だと地点が合っていて、独法だと地点がずれてしまうかもしれないということです。

委員 そういう意味ではなしに、いろんなものが連続していて、結構国民全体に関わっている問題であると。私は、この19ページに書いてある、まさに基本測量の1%を地理院がやっていると。あといろんなところは、地方公共団体に任せているということで、その企画・立案と執行というのがこういうふうにも理解できるんだと思うんです。さっき営繕のことで国土交通省に申し上げたのは、こういうことなんです。どこをやっているんだと、つまり単純な業務の遂行と効率が要請される部分と、企画・立案の部分とはうまく説明できないんです。

だから、確かにまとまった仕事なので丸投げしてしまえということもあり得るんだけれども、何かもう少し考えることも必要だということなんです。

また、当然ここが独法だったら、もっと独法になじむところがほかにもあるかもわからないし、そういうこともあるんだと思うんです。だから、私も断定的な結論は持ってないんですけれども、いろいろと考える問題だと思います。ただ、その中で今日残念なのは、我々の要請に一言もいただかず、質問したいのは、今、作業中ということなんですけれども、4つの部門と内部部門の説明がありましたね。ここで具体的に効率化に向けて、仕事のやり方を変えて削減ができるのはどこだというふうに考えておられるんですか。

国土交通省 例えば「国土の位置・形状を規定し、国内外に提示」というのがありますが、実際に地図づくりに新しい技術が入ってきて、デジタル技術が入ってきています。それは、なかなか一気にいきませんが、そういうものを段階的に取り入れて、効率化を図ったりしています。

ですから、全般的にそこについての情報化ということで効率を上げていくということ考えています。特定の部分をすぽっとというのはなかなか難しく、いろいろ渾然一体とやっているものですから、それぞれ外部化できるものを見つけながらやっていくということで、今、実際にどれくらい外部化できるか検討しております。

国土交通省 我々がお願いしているのは、地理院が測量に関して情報提供、成果を示さなければいかぬところがありまして、そこは地理院がやらなければいかぬという法律になっているんです。そこは極めて事実行為に近い部分ですから、その辺も仮に一緒になるのであれば、それも見直してでもそういうことがスリム化できな

いかということは今お願いしております。ただ、所帯がたくさんありまして、一個一個積み上げるような作業になりまして、なかなかここへ持ってくる数字が今日まででないわけではないのですが、出して恥かしくないような数字ができなかったというところが実情でございまして、引き続き努力させていただきます。

座長 恥ずかしい数字だということですか。

国土交通省 はっきり言うとそういうことなんですけれども、出しにくい数字で出してもしようがないので、もう少しお時間をいただきたいと思います。

今、前提になっている仕事、あと出先も非常に小さい所帯になっておりまして、これもなかなか絞ってみても、1人、2人という感じになりまして、言い訳ばかりで申し訳ありませんが、引き続き検討させていただきます。

委員 確かに、1,000人以下でここに来るのは余りないわけですから、なぜかという、全体として独法になってしまふことが期待されているわけです。ですから、独法になった方が、せっかくのチャンスで自由にはばたけでいいのではないかと思うんですけれども。

委員 自由にやってもらったら困ることもあるんです。だから、政府の中に必要ではないかと思うんです。

委員 その部分は別に残ってもいいんですけれども、自由といってもそんな自由にできないだろうけれども、例えばGoogleマップなんていうものが、この世の中に出てきてしまうと、ああいうものは圧倒的に全然便利ですよ。だから、ああいう情報を国土地理院はきっと持っているんだと思いますけれども、そういうものをもし独法になったら活用しようかなという動きがあったのではないかという期待もあることだけ申し上げておきたいと思います。

委員 いろんな業務が今、集中していて、相当量が多くなっていてという話なんです。大体中長期的にはどういうふうな見通しをされているんですか。当然まとまって今、大変だと。あとはそれが整理されれば減っていくという話なのか、またほかの業務が待っているという話なのか、その辺はいかがでしょうか。

国土交通省 実は測量法で、基本測量の長期計画というものをつくることになっておりまして、これは今時から言うちょっと長いかもしれませんが、10年単位なんです。我々の仕事というのは、比較的スパンが長いということもあって、そういうふうに定めています。

先ほど申しましたようなGISをどうやって浸透するかということは、非常に重要な課題になっていまして、今期の計画期間というのは非常に大事な時期だと思っています。地図をつくるのに、正直自治体でつくられるような地図が、そういう情報がスムーズに上がってくるような仕組みができれば、それは当然我々の仕事もスリムになるわけです。ですから、それがうまくいくかどうかは今後にかかってくると思っております。

委員 タイムスケジュール的には、どうなるんですか。

国土交通省 長期計画というのは、平成16年からの10年間です。

委員 10年経たないとわからないということですか。

国土交通省 もちろん、途中で見直しをやります。

委員 要するに、5年先の話ですから、5年先の見通しというものもあるはずですからね。

国土交通省 地図の理想というのは、細かい情報が自然に積み上がって小さい地図ができるというのが理想なんですけど、現実とは逆です。全体の粗い地図ができてだんだん、今日末端まで行ってデジタル化時代を迎えましたので、地方自治体と政府と協力してそういうものが組み上がる仕組みです。先ほど委員に言っていただいて、うまく表現できないんですが、要するに国の中の、当時陸地測量部ですが情報機関なんです。我々の国土がどうなっているかという情報を集める仕組み、これが本質なんです。ですから、いろんなものが混ざっていますからあれなんですけど、本当にそのところをよく理解していただきたいと思います。

単純に数だけではなくて、そのところを言いたいのですが、うまく表現できなくて申し訳ありません。

国土交通省 昔は軍事機密だったし、今もたくさんあるんです。それが要素としてだんだん下がっておりますので、ただ境界紛争はなくなりませんし、現に実効支配されていて、測量すら困難な場所が日本にもまだ現にあるんです。そこをやるのは独法がやっても我々がやっても、多分同じ測量になると思いますけれども、それをいつやるか、やったと言うか言わないかも含めて、高度な政治判断が必要な場合があるということで、それは100万分の1回かもしれませんけれども、そのためにこの機関はどうしておくかということは、やや慎重な判断が要することを申し上げたいと思います。うまく言えなくて済みません。

委員 業務として、機能として、どこに位置づけるかというのは、これは非常に大きな議論をしなければいけない。それはそのとおりだと思います。ですから、御指摘のとおり。ただ、先ほど一点だけ独法化を仮にしたときに、評価の問題なんですけれども、測量したところが正しいかどうかというのは、先ほど座長が言われたように、公務員がやった場合と民間でやった場合、両方とも検証することが非常に難しい。ということは、どういうやり方でやったのか、それが今、最善のものであるのかどうなのかということによって検証する以外、現実問題としてはないわけですね。

ということは、それ自身が民間でやられているのか、独法がやられているのかによって、それで評価できる、できないという問題ではないと思います。ただ、業務そのものについて、全体の中でどう位置づけるのかという議論はあるべきものだと思います。

座長 そうですね。いろいろと御意見を賜ったわけですが、具体的なことは何も出てこなかったということで、大変残念に思っています。独法について多少誤解があるような感じもなきにしもあらずで、おわかりになっているんだと思いますけれども、わからないふりをなさっているのか、本当にわからないのかわかりませんが、事務局の方から御説明をさせていただいて、もう一遍理解をしていただいて、本当に独法化がまずいのであればまずいというような、だけどもうこれならいいではないかということであるかもしれませんので、一遍御検討を願いたい。

それから、いわゆる行政減量化というのは、政府の方針ですので、政府の中の一員として是非減量化のところで取り組んでいただきたいと思います。

それをどうするのかについて、事務局の方に御連絡、御報告を頂戴して、その結果を見て再ヒアリングを行わさせていただくかどうか決めたいと思います。ですから、いい答えをください。よろしく願いいたします。

(国土交通省国土地理院関係者退室)

座長 それでは、来週は21日金曜日の9時からです。本日は、ありがとうございました。

～ 以 上 ～